

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成29年6月7日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	保険年金課長	越中洋君
市民部副参事	岩野秀夫君	課税課長	真野淳君

健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 廣瀬裕君

環境課長 関田孝志君
土木課長 寺島由紀夫君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、1番、森田真一議員の一般質問を行います。

○1番（森田真一君） おはようございます。

昨日に続きまして、質問させていただきます。

きょうは、3番目の国民健康保険事業の広域化から順に質問させていただきます。

まず現状、市町村で運営している国民健康保険事業は、なぜ広域化をする必要があるのかということについて、まず教えていただきたいと思いますが。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化の必要性につきまして、御質問をいただきました。現状の区市町村における国民健康保険事業につきましては、被保険者の年齢構成が高いことによる医療費水準が高い点等、財政運営における構造的な問題等があり、これを解決する手段として財政運営等を都道府県が担う広域化が進められたと国から示されております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国民健康保険事業の広域化が進められている準備について、現在の進捗状況について伺いたいと思います。どのような議論が進められたかということについても、ふれていただければと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化に関する進捗等についてですが、法改正以降、国と地方3団体によります広域化の実施、運営に向けた議論を踏まえ、国から国保事業費納付金算定のガイドラインや、国保運営方針算定要領等が示されました。これをもとに、現在、東京都と区市町村によります連携会議の場におきまして、国保事業費納付金算定方法や東京都国保運営方針広域化に際しての事務の効率化、標準化に向けた議論が進められておるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この広域化に際して、東京都が区市町村とともに国保を運営するということになりますが、都と区市町村のそれぞれの役割というのはどういうことになるのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 東京都と区市町村の役割についてですが、東京都は国保の財政運営の責任主体となることで、安定的な財政運営や効率的な事業運営等、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。区市町村につきましては、資格の管理、保険税率の決定、保険税の賦課徴収、保険給付の決定及び保健事業等を行うこととなり、これまでと同様に国保の窓口となる予定でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今後ですが、どのようなことを、どのような時期に決めていくというスケジュールになりますでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化の今後につきましては、平成29年1月に国から示されております計画案がございますので、こちらをもとに御説明申し上げます。

現在、連携会議において議論されております国保運営方針につきましては、夏ごろより東京都国民健康保険運営協議会において審議され、年内に策定される予定でございます。また、国保事業費納付金関連といたしましては、10月下旬に国から都道府県の保険給付費推計用の仮計数等が示される予定でございます。これに基づき東京都より平成30年度の納付金及び標準保険料率等の推計が示される予定でございます。その後、12月末ごろに国から確定計数が示され、東京都において平成30年度の納付金額及び標準保険料率等が決定することとなります。国の計画案におくれが生じる可能性もございますが、現時点における今後の予定としては以上となります。

○1番（森田真一君） 納付金額の確定が1月以降になるということですが、その後、必要となる事務なんかはあるのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 1月以降に必要となる事務についての御質問です。東京都から納付金の決定額が示され、あわせて区市町村別の標準的な収納率に基づく標準保険料率が提示されます。これら納付金及び標準保険料率に基づきまして、速やかに平成30年度の保険税率の案、国民健康保険の当初予算案及び東大和市国民健康保険税条例等、関連する条例の改正案をまとめ、平成30年第1回市議会定例会に上程するための準備を進めることとなります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今のお話ですと、もう数十年ぶりの大改定なんですけど、来年の3月議会で一気に審議をしなきゃいけないということで、議会としてもその間にずっと皆さんで勉強を進めていかなきゃいけないかなというふうに今思いましたけれども、この広域化事業によって進めるわけですから、当然メリットがあつてということだと思うんですけども、メリットとしてはどういうことが考えられるのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化のメリットといたしましては、高額療養費の発生等の多様なリスクを東京都全体で分散させることで、区市町村における保険料への影響を抑えることができる等、スケールメリットを生かせることが挙げられます。市としましては、東京都に向けてそのスケールメリットを生かした事業の実施等を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今メリットということで、スケールメリット、発生して事業は効率的になるというような趣旨の御答弁いただきましたけど、一方でデメリットと言ったらよろしいのでしょうか、そういう面もあるのかと思います。この30日に行われた衆議院の総務委員会では、国が示した計算式に基づいて埼玉県が保険料の試算をしたところ、国保税が2倍引き上がる市町村も出るという結果になって、厚労省の審議官の方が、国の財政支援が反映されていなかったからだという、そういう弁明をされていたというお話でありました。東京都でも試算は行われたのでしょうか。また、試算の結果、どのような程度になったのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 東京都におきましても、国保事業費納付金及び標準保険料率の試算が行われておりますが、この試算につきましては東京都が行う納付金等算定のシステム稼働のシミュレーションが目的にあるため、国の財政支援が反映されていないほか、試算の参考といたしました平成28年度医療給付費の実績データが少ない等、都からは精度が低いものとの説明を受けております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国が納付金の額を確定するのは年末になるということなんで、最終的には市民が来年度の税額を決定されるというのは、先ほども御説明ありましたとおり3月議会の直前に提案されるということに

なります。今こういう流れではあるんですが、市としてはどういう方向で国保税を決める考えなのかという大枠みたいなことというのは今あるんでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 大枠についての御質疑をいただきました。現在、この納付金ですとか標準保険料率を確定する詳細が固まってございませんので、今現在ではその大枠を定めるような内容のものはお示しできるものはありません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この衆議院総務委員会の中では、負担増、起こらないのかという質問に対して、この審議官の方は、市町村の配慮で皆さんが支払えるような水準になるという答弁をされています。これまで国保が広域化されると、自治体の一般財源からの繰り入れが、これまでのようにできなくなるというふうに伝えられてきたわけですが、当市でもこれまでの繰り入れの水準を維持するよう努められるということになるのかどうか、そこら辺の方向性ではどうなのかということをお伺いします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 東京都が財政運営の責任主体となることで、国保財政の安定的な運営のために、国保特別会計の収支が均衡することが求められておりますが、先ほども答弁させていただいたとおり、納付金算定の詳細が確定されてございませんので、一般会計からの繰り入れを含めました市の予算に与える影響額は算出することができない状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私も数年前、もう3年ぐらいたっちゃったかもしれないですけど、この広域化問題が上がったときに、市町村と比較して保険料の水準が高い23区並みに保険料が上がった場合ですとか、全都平均になった場合、どれくらい東大和の保険料が上がるのかということをして1回試算、本当に個人的な試算ですけどさせていただいたときに、1.5倍とか場合によっては2倍近いとか、こういうような、計算間違えたのかなと一見思うような試算もしたんですけど、埼玉県の事例なんか聞いてみると、本当にこの一般財源からの繰り入れが大幅に減ることになりますと、保険料への大きなはね返りがあるということになるということはわかりましたので、ここについては引き続き議論もしながら加入者の方に支払える保険料の水準であるように、ぜひ維持していただきたいというふうに思うんです。

また、この総務委員会では、高市総務大臣が保険税の均等割分についてですけども、大人と子供を同列において税額を決めているという現状に改善を求める、こういう質問に対して厚労省が財政支援を検討しているという答弁をされました。もしこれが実現をされれば、子供の医療にかかる家庭の負担の軽減につながるのではないかというふうに思うんですが、国のほうでこういうことを決めれば、今後、実現の可能性はあるんでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 御質問にあります財政支援の実施等につきましては、現状では把握しておりませんが、今後の情報等に注視してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 現在でも国保税の負担を大変重く感じていらっしゃる方が多いため、この負担軽減を求める声というのは非常によく耳に入ります。政府の説明資料では、住民の所得水準も考慮しないで市町村を被保険者数で区分をして、標準的な収納率、東大和の場合でいうと92%という設定をされるそうなんです——を設定して都道府県が定めた標準的な収納率よりも高い収納率を上げれば、この標準保険料率をより安く設定できると、こういうようなことを説明をしています。これは言いかえると自分が高い保険料を負担しな

ければならないのは、誰かが滞納しているからだ、どうしてくれるんだと、こういう可罰的な感情をかき立てる。多くの方が同じ低所得者同士である国保の加入者の間に、不審と分断を持ち込むということにはならないかと危惧をいたします。市も経済的な格差が健康格差に結びつかないように努めるということをたびたびおっしゃっていただいているわけですが、そういった懸念の生じないように、ぜひ努力を求めたいと思いますが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○**市民部長（村上敏彰君）** 広域化へ向けまして、さまざまな内容につきましては、連携会議の中で市町村の状況等を踏まえた検討が続いておりまして、国保事業費納付金、あるいは標準保険料率につきましては、各区市町村ごとの個別の状況に応じて算定されるものであります。御指摘の懸念につきましては、低所得者の方に対する軽減制度、あるいは多子世帯に対する減免制度によりまして、一定の配慮がなされているものと認識しておりますが、制度改正による混乱等が生じることのないよう収支に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

国保については、これで締めさせていただきたいと思います。

次に、嘱託員・臨時職員の任用について伺います。

非正規公務員のあり方について、これまでも質問させていただきました。都政新報などの解説によりますと、今度の改正によって嘱託員・臨時職員の大部分が、新たに定められる会計年度職員という位置づけに移行することにより、雇用条件にも大きな変化が生じるとされています。これについて以下、伺いますが、まず現在、正職員、臨時職員、嘱託員の方々の人数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。住民1,000人当たりのそれらの職員数の資料はいただいたんですが、これ他市に比べてどういう状況にあるのかということわかりますでしょうか。

○**職員課長（矢吹勇一君）** 本年4月1日時点での当市の職員数を申し上げたいと思います。正規職員数が476人、臨時職員が429人、嘱託員が176人となっております。他市に比べてどういう水準かということですが、こちらにつきましては他市の資料がないため、比較して申し上げることができません。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** いただいた資料でいいますと、職員全体に占める臨時職員、嘱託員の方の割合が今56%ということで、2人に1人が非正規と言われてびっくりしていた時代がありましたけど、これをさらに超えたということでもあります。ちなみに、他市との比較がないということで、公的なものについては承知いたしました。労働組合のローカルセンターで東京地評という団体があるんですけど、ここが毎年、自治体キャラバンという名前で調査活動を行っております。東大和でも調査に御協力いただいたことがあるかと思いますが、この資料で、少し古い資料になりますけど、2009年の段階で調べたところでは、東大和は53.8%、30市町のうち第4位と、高いほうからですね。第4位だったということで、この時点でもう高いねという話があったんですが、さらに大きく上回る56%にまでなっていたということが、ただいまわかりました。この56%という数字は、この2009年の東京地評の調べですと、第1位であったあきる野市の水準に匹敵しているということで、いずれにせよ、かなり高いところにあるのかなというような感があります。

お伺いいたしますが、この改正後、この会計年度職員に移行されない臨時職、嘱託員の方ということはいらっしゃるのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 御指摘の地方公務員法の改正についてですが、こちらの5月に法律のほうは決まったんですけども、この施行が2年9カ月後の平成32年4月1日となってございます。総務省の説明によりますと、現行の臨時職員、嘱託員につきましては、そのほとんどが新たに設けられます会計年度任用職員、こちらに移行されるというふうに説明されております。ただ、この詳細につきましては、今後、総務省から事務処理マニュアルというものが示されることになっておりますので、そちらによって明らかになるということになっておりまして、現時点では移行に当たってのその基準等については、まだ詳細はわからないものでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この正規が担う仕事、非正規の方、臨時職員、嘱託員の方が担う仕事というのは、それぞれ役割の違いがあって、そういう配置になってるのかというふうに思うんですが、例えば正規職員の方が行っていた仕事を嘱託員の方に置きかえるとか、こういったことというのはあるんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 当市におきます現在の嘱託員の任用に関しましては、正職員が行っております職種のうち、限定的な職種を除きましては、正職員の置きかえとして嘱託員を配置するという事は現行、行っておりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この地方公務員法改正の中でも、「常勤職員と同等の業務を行う方が」って言葉がよく出てくるんですけども、私も本当、混乱してしまうんですが、例えば具体的な例で言います。この議会の初日でも、狭山保育園の正職の方がお亡くなりになって、この補充のために嘱託員の方を新たに採用するというお話を伺いました。当面はこういった形で補充をしていくんだというお話もありました。ですから、この例でいうと正職の方がやっていた仕事と同等の仕事を嘱託の方が担うということになるのかというふうに思うんですけど、この点ではどうなんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 今御指摘のとおり、正職員が行っております業務のうち、例えば保育士といった特定の職務に関しましては、現行その嘱託員でそれにかえて行うということで行ってることはございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 5月9日に開かれた衆議院の総務委員会の中で、この問題との関係で、我が党の田村貴昭議員がこういう質問をしてるんですけど、この法の趣旨に反して正規の職員を臨時で置きかえてきた部分について、正規職員で任用するのが本来なんではないかって、こういうことを伺いました。これに対して高市総務大臣が、常勤職員と同様の業務を行う職が存在していたことが判明した場合には、臨時非常勤職員制度ではなく、常勤職員としての登用を検討していく必要があると考えている。マニュアルなどに記載をして、各地方団体に助言をしていくって、こういう答弁されています。先ほど、今後この移行のためのマニュアルが出るということでお話ありましたんで、恐らくこの中に盛り込まれてくるんじゃないかと思うんですが、ここの点についても、ぜひ吟味をしていただきたいというふうに思います。

次に、お伺いいたしますが、自治体の判断で臨時職員にも期末手当が支給可能になる——臨時職員というか年度会計職員ですね——に期末手当が支給可能になるということも言われてるんですが、当市の場合でも、この実現の可能性はあるんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 新たに設けられます会計年度任用職員、こちらにつきましては、自治体の判断によりまして期末手当の支給が可能となる規定が整備されております。当市におきましては、期末手当を支給する

可能性につきましては、先ほど申しました総務省からの示される事務処理マニュアル等の内容を踏まえまして、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（森田真一君） ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

次、伺いますが、一方で嘱託員の方については、ストライキ権などを含む、いわゆる労働基本権が会計年度職員への移行で失われてしまうという点についても指摘をされています。結果として、非正規の方々の要求が反映されにくくなるということにはならないだろうかということが懸念されてるようですが、この点についてはどれだけこういった方々の要望について、吸い上げていくということは期待されるのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 新たに設けられます会計年度任用職員、こちらにつきまして一般職の地方公務員として制度化されてるということで、労働基本権の一部ですね、制約されるのではないかなというようなお話があるということは伺ってございますが、先ほどから申し上げましたとおり、まだ制度の詳細自体が私どもも不明確なところございますので、その辺については現時点では明確な回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○1番（森田真一君） 次、伺います。

1年ごとに採用を繰り返し、雇用を続ける場合は再採用となると、この会計年度職員の方の雇われ方の基本的な姿だということが説明されてるんですが、年度初めには本人にしてみると試用期間中ということになるのかと思うんですが、このときに同時に新しく入ってきた新人さんを、実際は職場で先輩でありますから、指導するというような、こういう関係になるのかと思うんですが、ちょっとこれ非常に不自然な姿ではないかという指摘もされています。当市では、こういったようなことというのはあり得るのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 新たに設けられます会計年度任用職員でございますが、御指摘のように制度上、試用期間としまして任用後の1カ月間を条件つき採用期間とするというような制度と、そのようなことと決められているようでございます。御指摘のような内容でございますが、詳細が申しわけないんですが、まだ不明なところがあるため、そういった事態が起こるかどうかということにつきましては、ちょっと現時点では答えられないというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 同じ会計年度職員を、正職員よりもわずかでも短時間になるようにパート職員として扱い、退職手当などの支給を逃れる疑似パートというような姿で、任用を誘発する懸念があるのではないかとこのことを都政新報は報じています。こういったことは、起こり得るのだろうかということをお伺いしたいと思います。この点については、マニュアルの有無というよりは、むしろ職員の採用の基本的な方向性ということになるのではないかと思いますので、考え方についてお伺いできればと思います。

○総務部長（広沢光政君） 会計年度任用職員制度の今お話があった疑似パートというんですか、その話というのは確かに一部の新聞で報道されてるということについては、私どもも理解してるところでございます。ただ、これも先ほどから申し上げてますが、まだその制度自体が詳細がわからないところございます。それと退職手当に関しては、確かに現状の中でも条例化をした上で、そういった退職手当が支給されてる自治体もあるというふうには認識しておりますけれども、当市においては、その制度自体が今現在もございませんので、それは改めて言うことではございませんけれども、一応、付加して申し上げます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国家公務員の場合ですと、常勤職員の4分の3を超える勤務時間でお勤めをされている場合は、期間業務職員って言い方するんですけども、こういった方については正職員と同等の給与体系を設けてるっていうことが、この衆議院総務委員会の中でも言われていました。こういう方向に持っていくべきだというふうに、地方公務員についても思う次第です。

まとめますけれども、私、この質問をしようと思ったのは、毎年の更新のために、いわゆる11カ月雇用のルールによって、次の年度で任用されるまでの1カ月間、仕事を失い、都合よく1カ月、その穴を埋める仕事が見つければいいですけども、そういう都合のいいようなことというのはなかなか起こるわけでもなく、生活保護を申請するしかないって悩んでいるお話を、市の臨時職員さんからも伺ったからです。

これは市民の例ですけども、他市で2つの図書館を掛け持ちしているという30代の司書職の男性の御家族からも、この不安定な暮らし向きについて御相談をされました。自治体の仕事の多くを非正規職員や民間委託先の非正規労働者が担ってるという実態を、改善しなければならないというふうに思います。また、多くの市民の方にも、こういう実態があるんだということも理解していただいた上で、この市政について見ていただくことも大事なのかと思います。非正規の方々の雇用と生活をめぐる悩みは、今や人権問題と言っても差し支えないほど深刻だということを指摘をして、この項については終わりにしたいと思います。

次に、市営自転車駐輪場の使用について伺います。

駐輪場の有料化の計画について、これまでも通勤、通学の定期利用者への大型負担増になるということから、私どもは見直すべきだという立場で繰り返し発言をさせていただいてきました。一方で、市民とこのことについて会話してる中で、この話題に触れますと、賛否を問わずなんですけども、初めて知ったとか、いつの間に決まったんだと、こういうふうに驚いて聞かれることが間々、いまだにあるんです。定期利用で大人約2万円、学生1万5,000円近い、大変重い負担、利用料の負担を市民にお願いするというだけに、最低限丁寧な周知を行う必要と利便性の向上を、この機会に極力求める必要があるのかというふうに思いますので、以下、お伺いいたしますけども、まず直近の工事の予定と周知方法についてお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 直近の工事の予定と周知方法についてでございますが、まず直近の工事予定でございますが、平成29年、本年5月中旬から玉川上水駅周辺の自転車等駐車場整備を既に開始してございます。この後、6月中旬から下旬にかけて上北台駅と武蔵大和駅周辺の整備工事を開始する予定でございます。7月初旬には西武スマイルパークさんにより東大和市駅周辺の整備工事を開始する予定となっております。また、7月初旬から中旬にかけて、放置禁止区域の路面ステッカーの張りつけを行う予定でございます。それから、7月下旬につきましては、桜街道駅周辺の整備工事を開始する予定となっております。周知方法についてでございますが、現地の駐輪場に工事の2週間前程度から工事のお知らせと、工事期間中の代替となります自転車置き場の場所の案内の掲示を行う予定でございます。

2点目としまして、各駅改札前やその近辺に、各駅周辺の駐輪場が全面有料化する時期のお知らせと定期利用申し込み方法のお知らせを掲示する予定でございます。

3点目としまして、駐輪場内の自転車利用者に対しまして自転車のかご等に整備に伴う駐輪場所の変更や、定期利用の申し込み方法などのチラシを配布する予定でございます。また、市報におきましても随時、各駅の整備工事や有料化開設の時期、また定期の申し込み方法などをお知らせしていく予定でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 承知しました。これについては、本当に丁寧にやっていただければということをお願い

をする次第です。

次に、お伺いいたしますけれども、この機会にぜひ、これまでよりも利便性をよくということで1点だけ、市民の要望ということで紹介したいと思うんですが、今市営自転車駐輪場について、バイクの駐輪が認められておりますが、50cc未満、原付についてのみということになってます。市民の方からは、まず50cc、原付というのは、これはわかるんですけども、この50ccじゃなくて125ccクラスのものまで駐輪を認めてもらえないのかって、こういうお話を聞きました。何でなのかというと、この50ccという基準は道交法の基準で50ccが原付ですというふうになってるそうではありますが、同じほかの法律で道路運送車両法上の原付ってなると125ccまでは含まれるんだということなんですね。それで、その御相談された方は、125ccまでとめられないのかと。実際にその車体の大きさなんかほとんど変わらないでするので、この機会にぜひ認めてもらえないのかということをお伺いしました。この点については、改善の可能性なんかはあり得るでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現在につきましても、バイクにつきましては50ccの原付のバイクのみとしてございます。今後、有料化するに当たりまして、全ての駅におきまして自転車等駐車場置き場の土地に余裕がなく、バイクの駐車できる排気量の範囲を広げてしまうと、駐車台数の確保が難しく、自転車の駐車台数にも影響してくるため、現在125ccまでとすることは困難な状況でございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 125ccの仕様、私も幾つか見てみたんですけど、基本的には現行走ってる50ccのバイクとそんなに変わらないはずですし、これを解禁したからといって大量に、この50ccより大きいバイクが何台も駐輪されることで現状の利用が混乱されるというのは、ちょっと理解しがたいかなというふうに思います。

実は小平市が自転車駐輪場を有料化したときに、議論の中で125ccについてはとめることは可能であるという判断をして、これ議会の中で皆さんで話して解禁したという経緯を、私、数年前にそういう話をされたのを見つけてまして、条件、基本的には同じですから東大和でも十分可能なんじゃないか、また他市の幾つか近隣の市でも125ccについてはとめられるよというところありましたんで、今後ぜひ研究をさせていただいて可能な限り利便性を高めてほしいというふうをお願いをして、質問を終わりにさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○**議長（押本 修君）** 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○**議長（押本 修君）** 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○**18番（中間建二君）** おはようございます。公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成29年第2回定例会における一般質問を行います。

初めに、被災者支援システムの導入について伺います。

首都直下型地震を初め大災害への備えは、必ず災害は起こるとの認識に立たなければ、本当に必要な準備を進めることはできません。大規模な震災発災時に、被災者台帳の作成や罹災証明の発行を迅速に行い、適正な被災者支援を行っていくためには、被災者支援システムの導入は必要不可欠であります。また、被災者支援システムは導入しただけにとどまらず、システムを確実に使いこなす職員のスキルアップも求められるわけでありまして。

私は、被災者支援システムの早期導入について、平成28年第3回定例会でも求めさせていただきましたが、その際の答弁では東京都が採用しているシステムの導入に向けて、共同運用の方式を含めて検討を進めていくとのことでした。

そこで、①として東京都方式のシステム導入に向けて、どこまで準備が進んでいるのかお尋ねをいたします。次に、ふるさと納税制度の現状と新たな取り組みについて伺います。

当市におけるふるさと納税制度の取り組みについては、平成26年第4回定例会及び平成27年第1回定例会において取り上げさせていただきました。その後、昨年10月より当市の貴重な文化財であり平和のシンボルである旧日立航空機株式会社変電所を保存するための基金への寄附を、ふるさと納税を活用して呼びかけるなど、当市独自の施策に取り組まれていることは高く評価をするものであります。

一方で、一部の自治体では、ふるさと納税制度の返礼品について、豪華さを競うような風潮が高まり、総務省が自粛を求めるような動向もあります。申すまでもなく、ふるさと納税制度の趣旨は、本来はみずからが住んでいる自治体に納めるべき税金の一部を、みずからが応援したい自治体への寄附を行うことで、その自治体に取り組む施策やまちづくりへの支援を行うというものであります。その意味では、当市の取り組みは本来の趣旨にのっとったものであり、真つ当な称賛されるべき取り組みであります。今後、当市のふるさと納税制度の取り組みをさらに推進し、大きな実績が上がるよう強く念願をするものであります。

そこで、①として、当市におけるふるさと納税制度による歳入増と歳入減の状況はどのようなものか、お尋ねをいたします。

②として、歳入増を図るために、どのような取り組みを行っていくのか。

アとして、現状の考えについて。

イとして、東大和市からの転出者へのアプローチについてお尋ねをいたします。

③として、戦災建造物「旧日立航空機株式会社変電所」を保存するための寄附について、どのような取り組みを行っていくのか。

アとして、現状の考えについて。

イとして、「平和市民のつどい」に寄附者を招待し、顕彰等を行う考えはないか。

ウとして、寄附者に対して、例えば「平和の使者」「平和アンバサダー」等の称号を授与するような工夫ができないか、それぞれお尋ねをいたします。

次に、要介護者の施設入所に関するわかりやすい情報提供のあり方について伺います。

この点についても、過去の一般質問でお尋ねをさせていただきました。その際、特に施設入所希望者に対して無用なトラブルの防止や、また安心して生活設計を行えるようわかりやすい情報提供を求めてまいりました。その後の改善点や現状の取り組みを踏まえ、再度、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、在宅サービスを利用する場合と施設への入所を希望する場合に手続にどのような違いがあるのか。

②として、施設への入所手続を行う際に、自己負担金の提示や契約はどのような手順となっているのか。

③として、自己負担金の目安をわかりやすく情報提供することについて、どのような工夫を行っていくのか、お尋ねをいたします。

最後に、東京街道団地建て替え計画における運動広場の整備について伺います。

東京街道団地における後期建て替え事業は、市内で最も高齢化率が高く、単身高齢者の比率も高い地域の中で、安心して医療、介護、生活支援が行えるまちづくりを目指し、早期の事業実施が求められているところで

あり、私ども公明党としても、都政と市政のネットワークを生かして事業推進に取り組んでまいりました。この事業の推進については、多くの関係者が待ち望んでいるものでありますが、近隣住民から懸念の声が上がっているのが公共公益ゾーンに計画されている運動広場の整備であります。運動広場の整備については、当市の中で不足をしているサッカー場等の確保のためにどうしても必要なものであり、東京都の都市整備局と協議を重ねながら、東京街道団地の建て替え計画の中に盛り込まれたものと承知をしております。

一方、近隣住民の皆様からは、ほこりや騒音等の生活環境への悪影響についての懸念が上がっております。

そこで、①として、運動広場が整備された場合、近隣住民の生活にどのような影響を与えることが想定されるのか、お尋ねいたします。

②として、運動広場を人工芝で整備することについて、東京都との協議を行うべきと考えますが、御所見を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、被災者支援システムの導入についてであります。東京都方式のシステムの導入につきましては、平成28年11月に東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が設立され、当市もこれに参画いたしました。その後は幾つかの専門部会に分かれて検討が進められ、インフラを共同で利用するための仕組みや、実施体制整備に関するガイドラインを先月5月に策定し、早期の導入に向けて準備を進めているところであります。

次に、ふるさと納税制度による歳入増と歳入減の状況についてであります。平成28年度の歳入増につきましては、寄附金全体の件数及び金額は138件、390万8,890円で、前年度に比べ335万3,890円の増となっております。また、個人市民税の歳入減の件数及び金額は約1,000件、約3,600万円で、前年度に比べ約3,000万円の収入が減となっております。

次に、ふるさと納税制度における歳入増を図るための取り組みについてであります。当市のふるさと納税につきましては、平成28年10月1日から市報やホームページの掲載内容を充実させるとともに、インターネットのふるさと納税サイトの活用や、クレジットカード決済を開始することで、寄附をしていただく方々の利便性の向上を図りました。平成29年3月1日からは、一般寄附につきましては、歳入増とあわせまして、市内の産業振興及び市の魅力を全国に伝えることを目的としまして、寄附者への返礼品の贈呈を開始いたしました。今後につきましては、ふるさと納税に関する取り組みを積極的に情報発信していくことで、歳入増に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東大和市からの転出者に対するアプローチについてであります。ふるさと納税制度における歳入増を図るために、市外にお住まいの方が東大和市へ愛着を持ち、寄附を通じて東大和市を応援していただけるように取り組んでいくことが重要であると考えております。引き続き市の公式ホームページやふるさと納税サイト等を活用して、東大和市の魅力を発信していくとともに、市外に転出される方に対しましては、東大和市への理解や思いをつないでいく取り組みとして、ふるさと納税に関するチラシを配布するなど検討してまいりたいと考えております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の保存するための寄附の取り組みについてであります。現在、チラシ、

ポスター、郵便振込用紙つきリーフレットを活用して、市内、市外の皆様に周知するとともに、市や関係団体の会議や行事等の中で紹介を行っております。また、インターネットのふるさと納税サイトの活用やクレジットカード決済を開始することで、寄附をしていただく方々の利便性の向上を図りました。今後、寄附をしていただいた方には1年に1回程度、市の平和事業関係資料などを送付し、平和への熱い思いを共有してまいりたいと考えております。

次に、平和市民のつどいでの顕彰等についてであります。現在、寄附をしていただいた方には、感謝の意を込めましてお礼状を送付させていただくとともに、御本人の御希望を確認の上で、寄附者名簿や市の公式ホームページに氏名等を掲載させていただいております。平和市民のつどいにおける顕彰等につきましては、現時点では考えておりませんが、これらの取り組みを通じて寄附をしていただいた方の平和への熱い思いを広く伝えてまいりたいと考えております。

次に、寄附者に対しまして称号を授与することについてであります。称号の授与につきましては現時点では考えておりませんが、現状の寄附者名簿や市の公式ホームページへの氏名等の掲載等を行うことにより、寄附をしていただいた方への平和への熱い思いを広く伝えてまいりたいと考えております。

次に、在宅サービスを利用する場合と介護保険施設への入所を希望する場合の手続の違いについてであります。要介護認定を受けた方が在宅サービスを利用する場合は、あらかじめケアマネジャーによるケアプランを作成し、これに基づいてサービス事業者と契約を締結し、サービスを受けるものであります。一方、施設への入所を希望する場合は、施設側と契約を締結してから施設のケアマネジャーがケアプランを作成し、これに基づいて施設サービスを受けるものであります。

次に、介護保険施設への入所手続を行う際の利用者負担額の提示や契約の手順についてであります。施設に入所しようとする場合の一般的な手続は、希望する施設を見学し、事業者から施設サービス等の説明を受けてから契約を締結するものであります。また、事業者は入所希望者への説明の際、利用者負担額を含めた重要事項を説明することになっております。

次に、利用者負担額の目安をわかりやすく情報提供する工夫についてであります。介護保険施設の入所は事業者と入所希望者との契約に基づいて行われることになっております。このことから事業者が利用者負担額についてもわかりやすいパンフレット等を作成するとともに、適切に入所希望者に提示することが大切であると認識しております。また、市におきましても介護保険サービス事業所一覧を作成して、配布しているところではありますが、引き続き市民の皆様に対してわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、東京街道団地に運動広場が整備された場合の影響についてであります。平成29年2月、東京街道団地地区地区計画原案等の説明会を開催しましたところ、近隣の商店からは運動広場が整備されるとほこりなどの影響が懸念されるとの意見が寄せられております。

次に、運動広場の整備についてであります。運動広場の整備方法につきましては、都市計画決定等の手続の中で寄せられた意見を踏まえ、周辺環境に配慮した整備となるよう、今後、東京都と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○18番（中間建二君） じゃ、御答弁、ありがとうございました。

答弁を踏まえまして、再質問させていただきます。

まず初めに、被災者支援システムの導入に向けての準備状況についてお尋ねをいたしました。前回の質問以降、大きく進んでいるというふうを受けとめておりますけれども、先ほど市長が御答弁いただきました東京都被災者生活再建支援システム協議会、これに参加をしているとのことですが、この協議会とはどのような組織であるのか、また当市からは具体的に誰が参加をし、協議を行っているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の設立の趣旨ということでございますけれども、こちらにつきましては、この協議会につきましては、被災者生活再建支援システムを利用し、災害発生時における被災者の生活再建支援に係る事務の標準化、それから電子化を図るとともに、相互応援体制を整備することで、災害発生時の住民生活の早期再建に資することを目的に設立されたものでございます。都内のほとんどの自治体が参画をしております、当市からは関係する私ども防災安全課と、それから課税課等が参加したところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 具体的に、その課長レベルの方々が、この協議会に参加をされてるということでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 課長もしくは係長レベルで参加してるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 次に、5月に実施体制整備に関するガイドラインが策定をされたというふうに市長が御答弁をされました。このガイドラインとはどのようなものでございましょうか。

○総務部参事（東 栄一君） こちらのガイドラインにつきましては、この被災者再建システムを、基本的には災害発生時の建物被害認定調査ですとか、復旧・復興時にかかわる罹災証明書の発行、それから被災者台帳、それから避難所の管理等、さまざまなシステムがあるわけですが、これを共同で利用するためのガイドラインを作成したというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そういうガイドラインができて、示されてるということは、着実にこの東京都方式のシステム導入に向けて、体制整備が進んでいるというふうを受けとめております。

過去の私の一般質問の中では、この東京都が示しております方式、システムでは、利便性においては有意性があるものの、コスト面で課題があるというふうにされておられました。今回このような協議会が発足をし、また共同運用を行うことで、当市にとってはどの程度、このシステムの導入に向けてのコスト削減というものが見込まれるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 当市にとってのコスト削減の成果というか、その辺の状況でございますけれども、この東京都の方式を単独で導入した場合につきましては、初期費用で1,300万円から1,500万円程度というふうに言われておりましたが、共同利用することで各市、人口割等の計算で負担することになりまして、仮に導入することになった場合につきましては、通常の運用コストは当市の人口割等で、今のところ月額12万5,000円、年額で150万円程度になるということになりますので、共同利用により大きなメリットがあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当初、導入に向けて大きな障害となっておりました、このコスト面での課題が大き

軽減ができる、改善ができるということで確認をさせていただきました。

市長答弁でも、この東京都方式のシステム導入に向けて、早期導入に向けて準備を進めているというふうにお尋ねいただきましたが、この点については具体的な見通しは現状でどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 今後の導入の見通しということでございますが、まだここでガイドラインが作成されたばかりですので、まだ現状で予算の計上もしていないという状況でございます。基本的には予算計上が前提になりますが、それ以前の問題として内部的な、事務的なことですね。例えば新たなシステムの導入や、それから個人情報の取り扱いが新たに生じることから、内部の情報システム委員会ですとか個人情報保護審議会、こういったものの審議が必要となりますし、予算がもし仮に計上されましたら、その後、今の基幹システムにある住基情報や家屋情報等を、その新しいシステムのほうにインポートするためのシステム改修が必要になるということになりますので、そのあたりが今後必要になってくると思いますが、いずれにしてもそういった手続を先に進めながら、できる限り担当部としては早期に導入する方向で調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 担当部としての強い意気込みは受けとめさせていただきました。壇上でも申し上げましたように、この被災者支援システムは、大規模災害が発生したときには、必ず必要となるシステムであります。災害はいつ起こるかかわからないという中で、必ず起こるという前提に立って、さまざまな準備をしておかなければいけないわけでございますので、ようやく大きく今、前に進んでるということで、一日も早い実現を求めます。

当市における被災者支援システムの導入については、東日本大震災の発災前の平成21年第2回定例会で、私も公明党の御殿谷一彦前議員が、その必要性を強く訴えて以来、公明党としても早期導入を重ねて求めてまいりました。昨年5月に発災した熊本地震でも明らかなように、災害規模が大きければ大きいほど行政に求められる役割も大きくなります。その際、被災者支援システムがきちんと運営できる体制であるかどうか、迅速な復旧・復興に取り組んでいくための大きなツールとなるわけでございます。また、システム導入ができたとしても、そのシステムをきちんと運用ができる職員のスキルアップも求められるわけでございます。重ねて早期導入に取り組まれることをお願いをいたしまして、1点目の質問については終了させていただきます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、引き続き再質問させていただきます。

続いて、ふるさと納税制度によります歳入増と歳入減の状況についてお尋ねをさせていただきます。市長答弁では、平成28年度の歳入増は138件、390万円に対しまして、個人市民税の歳入減は約1,000件、3,600万円のこととございました。この2つの数字で比較いたしますと、平成28年度、単年度では東大和市には3,210万円の歳入減、マイナスがあったという理解でよろしいのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） ふるさと納税による歳入減と、それと寄附金ということであれば、議員さんおっしゃった数字が正しいと思っています。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私が平成26年第4回定例会で同様の質問を行った際には、平成26年度の当初の時点の数字で、歳入減の影響が人数で105名、市民税の控除額が222万9,000円、このような御答弁がございました。3,210万円となりますと、2年半の間で15倍に膨らんでいるわけでございます。

改めて確認をしたいわけですが、このふるさと納税制度がスタートしたのは平成20年ということでございますけれども、今日まで単年度ごとに、このふるさと納税によります当市の歳入増、また歳入減の状況がどうなってるのか、御答弁いただきたいと思っております。

○課税課長（真野 淳君） ふるさと納税による個人市民税の影響額についてでございます。平成21年度から平成28年度までの状況をお話いたします。

平成21年度は約62万円、平成22年度、約115万円、平成23年度、約112万円、平成24年度、870万円、平成25年度、160万円、平成26年度、240万円、平成27年度、660万円、平成28年度、約3,600万円となっております。以上でございます。

○総務管財課長（岩本尚史君） それでは、寄附額のほうですが、個人の寄附ということでございます。

21年度は88万3,883円、22年度、148万2,592円、23年度、1,285万4,000円、24年度、46万円、25年度、1,839万1,860円、26年度、1,082万4,203円、27年度、55万5,000円となっております。以上でございます。

○18番（中間建二君） 当市におけます市民税の減収状況についてはおおむね理解できるわけですが、今の寄附額については、これはふるさと納税のみではなく、全ての寄附という理解でよろしいでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） そのとおりでございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、このふるさと納税制度は、当市においては実質的には28年10月のスタートということでございますので、なかなか比較、検討は難しいかと思いますが、いずれにしても今の御答弁の中で、この28年度に急激にふえているという、いわゆる歳入の減少、いわゆる当市から外に寄附をされている状況が明らかであるかと思っております。29年度以降の東大和市の歳入に与える影響はどのように今見ていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○市民部長（村上敏彰君） 平成29年度の歳入減につきましては、正確には7月に集計がまとまりますが、28年度に比べまして大幅に増加する見込みでございまして、約7,000万円と見込んでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 見込みの数字とはいえ、28年度からほぼ倍の見込みになっているということで、この28年度以降、このふるさと納税が、いかに当市も含めて全国的にこの利用者が急増しているのかということが、明らかであろうかと思っております。

そういう中で、当市においても平成28年10月から本格的な取り組みをスタートしていただいているわけですが、いずれにしても当市にとって歳入がふえるどころか、現状では非常に大きなマイナスの影響に陥っているということが明らかなわけございまして、そういう中でこの②のところでお尋ねをされているわけですが、この歳入増、このふるさと納税制度を活用して、当市としてはまずは変電所を平和のシンボルとして保存していきたいということで、大きく踏み出しているわけですが、いずれにしても歳入、当市において、やはり当市としてのふるさと納税制度における歳入増をどう図っていくのかということが、大きな課題であるということは論をまたないかと思っております。

先ほど御答弁いただいた歳入と歳出の乖離の状況を踏まえますと、これまで以上に知恵と工夫を凝らして取り組みを行っていかねば、ますます歳入減の状況が拡大をしていく、このような危機感を私は持っているわけですが、現状どのような取り組み、認識を持っていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） ふるさと納税制度につきましては、先ほど議員のほうから紹介がありましたように、ふるさとのほうに自分の判断で寄附ができるような、そういうような制度になっておりますけれども、もともと地方にいらっしゃる方が都内に出て行って、都内で住んで納税されるということで、生まれ育ったふるさとというか、その地域には税という形で還元できないということもありまして、そういう課題からこういう制度が提案されたというふうに認識してるところでございます。そういうことになりますと、都内には地方から出てくる方がいらっしゃいますので、そういう形で、ふるさと納税という形で、東京都内に住んでいながら地方のほうにふるさと納税制度を活用した寄附をするという仕組みになって、おのずと変わってくるんじゃないかというふうに思っております。そういうことからしますと、都内の自治体につきましては、新聞などでも報道されてるように、市税の減少が寄附額よりも多いということで、自治体の運営にも影響を及ぼすというような報道もされてるところです。東大和市におきましても、今給付額と市税の減少額を比較しますと、明らかにそういうところがあらわれているのではないかというふうに認識してるところでございます。

また、国のほうでは、この市税の減少額につきまして、先ほど市民部長のほうからは寄附額との差し引きの話で申し上げましたけれども、市税の減少分につきましては普通交付税で75%、基準の算定上、理論上ですか——見るということになっております。ですので、そういうこともありますので、直接その額が影響するかという、そうでもないというふうには認識してるところでございます。

そのような中で、じゃ東大和市としてはどういう取り組みをしていくかということになりますけれども、まずはやはり多くの人に東大和市のことを知っていただいて、東大和市に愛着を持って、そしてそのふるさに対して寄附という形でお気持ちをいただくというか、あらわしていただくような、そういうことを取り組んでいただいておりますので、やはりまずは周知をして、東大和市のことをまず理解して、そういうお気持ちになっていただけるような努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今の御答弁いただいたような認識で大丈夫かなと心配になるんですけども、その3,600万円が29年度は7,000万円になろうかというような数字が明らかになった中で、今のような認識で、この東大和市から外に寄附をされる方が、これからますますふえていく可能性がむしろ高い。今、東大和市は変電所の寄附を着手したところでございますので、これは直ちにどうこう言えませんが、一方でその担当として、それぐらいの危機感というか、現状認識で大丈夫なのかって私は心配するんですけども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今おっしゃられましたように、市税の減少ということが拡大しつつありますので、やはりそれを財源の確保という形での取り組みは必要であるとは考えております。それにつきましては、さまざまな形で他市の事例なども参考にしながら、東大和市としてどういう形が適切なのかということは十分検討して、できることから取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのできることからの取り組みなんですけれども、現状の考えについてということでお尋ねをしたわけですが、なかなかその現状の現状認識から本格的な対策をとるところが、なかなかちょっと見えてこないわけですが、ふるさと納税では当然地方を中心に確実にその実績を上げ

てる自治体も多数あるわけでごさいます、もちろん一方、それが返礼品に偏ってるということで、さまざまな総務省からの注意喚起、自粛要請等も報道がなされてるわけでごさいます、返礼品で実績を上げている以外にも、私が見る限りさまざまな知恵とか工夫を凝らした中で、ふるさと納税、その自治体の取り組んでる施策を応援しようという方を、日本中にファンをふやすような取り組みを行ってるような自治体もあるというふうに承知をおりますが、そのような調査なり研究というのは、今担当部では行っておりますでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 他市の事例などになりますけれども、例えば応援サポーターというんですかね、市外転出された方に応援サポーターになっていただいて、そこで市のこともPRしていただきつつ、ふるさと納税の御協力をいただくようなケースがあったり、あるいは株主制度という形で、優待というんですかね、そういう形で市のほうに、自治体のほうにお招きして、いろいろなかかわりを持っていただくとか、そういうことは全国的な事例の中で、検索した中でございすけども、あることは認識しております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今そういう担当部としても認識を持っている中で、東大和市の中で、じゃどういう取り組みを行えば、この東大和市へのふるさと納税がふやしていけるのか、変電所の寄附を含めて東大和市税として歳入増をどうすれば図っていけるのかということについては、具体的な検討は今なされている状況なんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 検討という形ではしてるところですけど、その具体的なところまでいきますと、現在その28年10月にこの取り組みを進めまして、そして今まさに格差というか、税収減がふえてるという状況でごさいます。今そういう状況の中で、他市の状況を調べつつ、今具体的な取り組みをどうするかということ、担当部としては検討してるでごさいます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） なかなかこのふるさと納税制度そのものの難しさでもあるわけですが、一方で私たち東大和市からすれば、全国の自治体、全国、日本国中の方々に東大和市のこの変電所、平和事業を応援してもらいたい、平和のシンボルを残すことに賛同し、協力してもらいたいという東大和市の強い思いがあり、また東大和市のファンをふやしたいという思いがあり、一方で東大和市の市民に対しては、いや皆さん、決してほかにファンをつくらないでくださいと、我が東大和市に税金を皆さん、納めてもらわないと、東大和市が7,000万円もの単年度で税収減というのは、もう大変に大きな影響になりますということ、東大和市民には知ってもらわなきゃいけないって、こういうちょっと相矛盾するようなことになるわけでごさいます、いずれにしてもそういうことを、この制度の中では競争していかなきゃいけない中で、いかに東大和市の施策がすばらしいのか、ここに住んでいようが住んでいまいが東大和市を応援したいという方を、どう日本国中にふやしていくのかということが課題でありますし、そういう取り組みを行わざるを得ない状況になってるわけでごさいます。

先ほど企画財政部長が御答弁いただいた中で、私も参考事例を調べてみましたが、例えば北海道の東川町というところは、数年前からこのふるさと納税で大きく成功してるということで注目をされている自治体でありますけれども、見習うべき点として、第1に寄附者に対して株主証というものを発行して、東川町のまちづくりへの投資を行っていただいている方だとして、この寄附者を位置づけて、長期的に東川町のまちづくりへの参画というものを寄附者に対して促していく。

第2に、町が取り組んでる具体的な施策、例えば写真の町プロジェクトですとか、こどもプロジェクト、ま

たエコプロジェクトなどという、具体的にこの町が目指しているプロジェクトの内容を明らかにして、そのプロジェクトに対してぜひ応援をしてもらいたい、賛同して協力してもらいたい、このような呼びかけを行っている。

第3に、寄附者に対して、その町の割安な宿泊施設を用意をして、その寄附者に町まで、北海道の東川町まで定期的に足を運んでいただいて、町を見てもらって、プロジェクトを見てもらって、町のファンをふやしていく、長期的な協力者になってもらう、このような取り組みを行っているわけでございます。

非常に私は見習うべき自治体としてのふるさと納税を活用した取り組み施策として、すばらしい取り組みだなと思うんですが、このような工夫は当市の中でも十分に検討し、取り組んでいけるものだと考えますけれども、この点についての認識はいかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） ただいま御質問いただいた件でございますが、北海道の東川町ということで事例のほう、おっしゃられてることで、私どもは全国さまざまな自治体の取り組みのほう、情報収集している中で、今議員のおっしゃられました東川町の取り組みというところで、特徴的なところが3点あるということでした。

まず、実際にその東川町、その地域に来ていただける仕組みづくり、また寄附、いわゆる株主というところで投資をしていただく具体的なプロジェクトというところの設定、またそれに対する株主への返礼サービスの、そういった視点が、3つ大きなところがあるかと今存じ上げました。

当市におきましても、こちらに寄附をしていただいた後のつながりを何とか継続していこうという取り組みというところで、変電所の保存の寄附につきましては年1回程度、平和に関する資料の送付をさせていただきながら、末永く東大和市と寄附していただいた方のつながりを維持していくという視点で取り組みのほう始めております。まだまだ全国的な事例を見ますと、そういったところで先進的な取り組みが非常に多く、私のほうでも調べますとありますので、そのあたり研究させていただきながら、東大和市のほうに取り込めるところは取り組むような、そういったところを調べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 担当部、担当課として、この現状を踏まえつつ、何としてもこの歳入増を図っていこうという思いを今感じましたので、この現状の考えについては以上とさせていただきたいと思います。

また、震災建造物のことについては、後ほどまた伺いたと思います。東大和市からの転出者へのアプローチについてもお尋ねをさせていただいております。ふるさと納税を行っていただくのに、最も期待ができるのが、やはり東大和市に住んでいたことがある方であろうかと思っております。この方々へのアプローチというのは、このふるさと納税での歳入増を図っていく上では大きな鍵になると考えます。市長答弁では、ふるさと納税に関するチラシを配布することを検討したいとのことでございましたけれども、先ほど課長から御答弁いただきましたようなことも踏まえますと、東川町のような取り組みの例を参考に、単純なふるさと納税に関するチラシにとどまらず、さまざまな工夫をしていくことも考えていけるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） ただいま転出される方に対しましてのアプローチということで御質問いただきました。確かに市民の方が転出された後も、東大和市への思いですとか、愛着というものを持ち続けていただけるような、そういった取り組みを継続的に続けていくことは大変重要な点であるかと考えております。特に東大和市内で生まれ育った方につきましては、例えば進学ですとか就職、または御結婚等により転出される場合が

ございます。こういったところで御自分のふるさととして、東大和への思いや愛着が少なからずあると考えてございます。そういったところで、そのような方々が市外に行かれた後も、東大和市へのことを思い続けていただけるよう、また将来的には東大和にまた戻ってきて住んでいただけるような、そういった視点から市全体としての魅力あるまちづくりというところで、全体的な取り組みをしていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） ぜひそのような視点で、さまざまな工夫を持っていただきたいと思います。今御答弁いただきましたように、私も全く、さまざまな事情によって東大和市を離れる方であったとしても、やはり東大和市に愛着を持っていただく、また例えば家族は東大和市に残るといような場合も、当然のことながら想定されますので、まさに東大和市をふるさととして継続して応援をしていただくような方をどうやってふやしていくのかということについて、ぜひ知恵と工夫を凝らしていただきたいと思います。

続いて、次の質問について伺いたいと思いますが、戦災建造物、旧日立航空機株式会社変電所を保存するための寄附について、どのような取り組みを行っていくのかということで、現状の考えについてお尋ねをさせていただきました。1年に1回、平和事業関係資料を送付をし、平和への熱い思いを共有していくということでございましたけれども、今どのような資料を作成をし、送付をしていくというようなことを検討されているのか、この点についてはいかがでしょうか。

- 企画課長（荒井亮二君） 寄附していただいた方につきまして、平和に関する資料、市のほうからお送りするという点でございますが、現在、平和に関する資料の内容といたしましては、関係する課と内容のほう検討を始めようかというところでございます。内容につきましては、おおよそのイメージといたしましては、市の平和に対する取り組みの報告、また平和市民のつどいですとか、また御寄附を当然いただいておりますので、その寄附金の用途ですとか、そういったところの情報を載せた資料のほう、御送付できればと考えてございます。
- 以上でございます。

- 18番（中間建二君） この変電所を保存していくための寄附について、呼びかけ、賛同いただいた方への情報提供なり、また感謝の思いを形としてあらわしていくということでありますと、やはりこの変電所を東大和市がどうやって、この平和事業に生かしてるのか、また市民がこの変電所を守ろうとしてるのかということが、やはり寄附者に対してもわかるような資料作成というものが需要ではないかなというふうに思います。変な話、外の方に寄附を呼びかけて協力を仰ぎながら、なかなか市民の中には、その変電所を守っていく、保存していくという、この機運みたいなものが東大和市の中で感じられないと、なかなか外の方に対してお願いをしていくということも難しいかと思っておりますので、例えば東大和市が行っております平和市民のつどいは、非常に10回を重ねる中で、参加されてる方の変電所に対する思いもすごく感じられるすばらしいイベントにもなっておりますし、またそれ以外にもさまざまな変電所の見学会等や、また例えばうまかんべえ〜祭でも変電所の公開等も行ってるわけでございますが、そういう変電所を中心にした平和事業を東大和市が行っている、またそういう資料についてはぜひ簡単な映像、DVD等の作成も行った中で、よりリアルに寄附者にその状況が伝わるような資料作成というのを考えてもらいたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

- 企画課長（荒井亮二君） ただいま寄附していただいた方への送付する平和関係の資料ということで、そのDVDですとか、そういったところの工夫というところでございますが、現在、先ほど申しましたその内容につきましては検討してる中でございますが、よりそれをごらんになった方がしっかり寄附していた、寄附の気持ちを市のほうが大切に受けとめているという、そういう感じを思っただけのような内容に工夫をしていき

たいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、その点についてもお取り組みをお願いいたします。

続いて、平和市民のつどいに寄附者を招待し、顕彰等を行う考えはないかということでお尋ねをさせていただきました。この点についての現状での考えを再度伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 28年10月から変電所のふるさと納税が始まりまして、それで次、初めての平和市民のつどいになるかと思えます。また、先ほど申し上げました平和資料ですね、年に1回お配りする予定ですが、そういう内容につきましても、ここで初めて対応するような内容になっております。ですので、まずはその市民、寄附していただいた方とのつながりを保つ、持つということで、その平和資料をお配りしてつながりを、平和の思いですね、共有していくということを現在考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 顕彰までは考えてないというふうに受けとめました。平和資料を送る上では、この平和市民のつどいに間に合うように、平和市民のつどいの御招待ぐらいはできるかと思うんですが、交通費まで負担するかどうかはわかりませんが、御案内はできるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○企画課長（荒井亮二君） 平和市民のつどいに関する御案内ということでございますが、今年も8月19日ということで予定はしております。平和関係資料の送付に合わせて、そういったところの御案内ができれば一番最適かなと思えますが、資料の作成スケジュール等も今後調整しながら考えてまいりたいと思っておりますので、その点、検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、続いて寄附者に対して、例えば平和の使者、平和アンバサダー等の称号を授与するようなこと、工夫ができないかということでお尋ねをさせていただきますけれども、この点についても、やはりこの寄附者をどう顕彰し、尊重していくのかということについては、これはさまざまな知恵や工夫を私は凝らしていくべきではないかなと思うんです。このふるさと納税は、当然税金というのは毎年納めるわけですから、1回、東大和市にふるさと納税をただけではなくて、その方々と東大和市がきちっとつながりが持てれば、ずっと毎年、東大和市に自分の税金の一部を寄附しよう、納税しようっていう思いになっていただけるわけですね。そういう思いになっていただくためには、どういうふうな取り組みが必要なのかということで、私は例えばこういうことができますねということでお尋ねをしてるわけですが、その点について東大和市で今担当部としてはどういうふうに、その寄附者との関係を保てば、関係が構築できれば継続した東大和市へのふるさと納税をしていただけるのかって、ここがまさに知恵の出どころだと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 平和資料の関係になりますけれども、このふるさと納税を導入した当初、やはり給付していただいた方と継続的なつながりが必要であろうということがありましたので、年に1回、東大和市の平和の取り組みをきちんと寄附していただいた方にお伝えして、そして東大和市のことをまた思っただくということをつながりとして持つために、年に1回送るということで方針を出して実施することになっております。まずは、ことし初めての取り組みになりますので、その資料をきちんとおつくりして、そして寄附者の方にお送りすると。そこから継続的なつながりを維持していきたいというふうを考えております。ですので、御提案がありましたような取り組みにつきましては、今後その平和資料を送る中で、次の形としまして

やはり御参考とさせていただきます、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 初めて資料を送付するわけでございますけれども、私はやっぱり初めてが一番大事だと思うんですね。1回目に、やっぱり寄附してもらった方に対して東大和市が、市長は心と平和への熱い思いを共有したいって言うていただいているわけでございます、その平和への思いの共有というものが、東大和市は平和資料を送ることで共有していこうとされるわけでございますので、じゃその資料がどういうものであるのか、その中に市長の変電所を保存していきたい、それは東大和市民だけじゃなくて、日本国中の力をかりて変電所を保存していきたいというその市長の思いが、その送る資料の中にどうやってあらわしていくのかって、これ1回目が私、一番大事だと思うんですね。2回目だと、ちょっとどうかと思いますので、その点についても研究をしたいということでございましたので、そのように受けとめさせていただきます。1回目が大事だということは、ぜひ申し上げておきたいと思います。

市長は、この変電所の保存に対して先頭に立って取り組みをされておられますし、また東大和市の定められました寄附金の募集要項では、2億円という大きな目標額を定めて取り組みを今スタートしてるわけでございます。日本国中の平和への熱い思いを賛同していただける方々がいらっしゃれば、必ずこの2億円という目標は達成できるかと思いますが、それにしてもやはりさまざまな知恵と工夫を凝らしていかない限りは、この2億円にも届かないでしょうし、またむしろふるさと納税で東大和市民に対しても、東大和市の変電所を何としても保存していきたいという強い思いを東大和市民にも広く認識をしていただかなければ、東大和市民は関心を持たないで、どんどんどんどん外にふるさと納税をしていくような流れに、これはもう世の中の風潮が今そうでございますので、そうなってしまう、そこに対しての危機感をぜひ持って取り組みをお願いしたいと思いますが、この点について市長の御認識を伺いたいと思います。

○市長(尾崎保夫君) ふるさと納税ということで、私自身は旧日立航空機の変電所の保存ということで、戦後70年の記念の年ということで、初めて変電所のことについて深く調べたりとかした上で、この変電所は東京には当然ないですし、あのような建物は日本中にも、ほかにもないというふうな認識を持ってるわけですけども、それを保存するためにはどうすればいいかということで、ふるさと納税という形でスタートさせたわけでございますけども、その返礼品ということで、当時は返礼品ということで結構いろんな話はあったわけですけども、平和のふるさとということ、平和というものは、やっぱり物やお金というよりは、やはり気持ち、一人一人の方々の意識がつながっていくということが大切だと、それは私どものほうの平和都市宣言の中にも、平和を愛する世界の人と手を携えて、核兵器、平和な世界をつくっていきますというふうな文言があるわけですけども、まさにそのとおりだということで、熱い思いを共有するということでスタートさせたわけですけども、結果は先ほどの数字のとおりでございます、予定よりは大幅に少ないかなと現時点では思っています。

今までと同じようなやり方、すなわち私ども役所というのは、昔からそうなんですけども、当然なんですけど、市民の皆さんにどう伝えていくかということ、市民に対しての福祉サービスをという考え方でずっとやってきたということがありまして、民間の方々を外に対してということでございますけども、私どものほうはやっぱり地方、市役所等の自治体は、どうしても中ということで、外に対してどう訴えていくかというのは非常に弱いところがあるかなというふうに思いますし、また一つの条例だとか規則だとか、いろんな法とか、そういうふうなものの中でやってかなきゃいけないということなんで、そういう姿勢もあるかなというふうには思っていますけども、ただ先ほど言ったように本当にこれは競争だと思ってます。ですから、私自身は現

時点では職員ですね、いろんなことはお願いはしていますが、私自身はできるところは外へ行って、チラシを持って説明をして、お願いをしていると。寄附の名簿を見ますと、そのお願いが多少出てるかなというところもあります。ただ、それをどう繰り返して、数多くいろんな方にお伝えしていけるかということではないかなというふうに思っています。

そして、もう一つは2年目、2年目でなくて、1年目の返礼品に、返礼品というか資料という形で、こういうふうな形で事業をしましたよというね、我々の平和へのその熱い思いを一つの資料としてお送りするわけですが、それもただの資料集という意味合いのものではだめだというふうに思っています。やはりそこには大勢の方々と熱い思いを持って手をつないでやっていくんだというその思いというか、そういう文書というものがしっかりとないと、これこれについて感謝を込めて、記、1、何々を送りますなんて、そんな文書を送ってたら絶対に集まらないというふうに思っています。ですから、そういった意味では、今までと違った思い切った発想をもとにしたお礼文章というかね、こんなふうな形であなたとこれからも熱い思いをつなげていきたいんだと、そういうふうなことを感じとれるようなものをつくっていかない限り、これはうまくいかない。

やはりもう一つは、その知名度、もうほとんどの方が知らないということなんですね。私も個別にはいろんなところ行ってますけども、それだけではだめなんではないかなというふうな思いを持ち始めています。いろんなところへお願いに行ってますけども、どうも広がりが悪いと。一番いいのは、メディアに取り上げていただけるのが一番いいと思うんですね。それで、昔、広島原爆の記念のあれを、寄附を集めるときには銀座だとか、ああいうところで当時の広島市長さんだということなんですけども、その寄附のお願いで、こういうことを初めましたんでお願いしますということのね、街頭で演説をしながら寄附を集めた、募金を集めたというか、そういうふうな話も聞きますのでね、私もそこまでやらなきゃだめかなというふうな思いも持っています。やはり新宿だとか銀座だとか、人様が大勢ぞろぞろいるようなところで、マイク持ってどなるのが一番いいというふうには思います。そんなところまで考えていかないと、うまくメディアに載っていかないのかなと、我々のところだけではどうしても、なかなかこれだという策は難しいのかなというふうに思っていますし、それで再度申し上げますけども、やはり平和への熱い思いを一度御寄附いただいた方に対しては、つないだ手を離さないような、そんなふうなことを1年目にいろいろと資料等を含めて、感じていただけるようなものを送ればいかなというふうには思っています。

以上です。

- 18番（中間建二君） 市長の強い思いを受けとめさせていただきました。私どももこの事業については、ぜひ成功させたいと思っておりますし、できる限りの協力をしていきたいと思っておりますので、引き続きこのふるさと納税制度の定着、または東大和市が、この制度によってしっかりと歳入を確保しながら事業を、東大和市のさらなるまちづくり発展につなげていけるような取り組みを、大いに期待をさせていただきます。

続いて、3番目の質問に移らせていただきます。

市長のほうからも、この在宅サービスを利用する場合と施設の入所を希望する場合の手続について御説明をいただきました。この介護保険制度におきましては、在宅サービスを受ける際は、通常、あらかじめケアマネジャーによりケアプランを作成をし、サービスを受けることになるわけですが、先ほど御答弁いただきましたように施設入所の場合には、施設側と契約をしてからケアプランを作成をし、サービスを受けると、この手順が違うわけですが、この在宅サービスと施設サービスでこのように手順が異なる、違いが発生するという点については、どういう理由からそうなっているのかということ、ちょっと御説明い

ただきたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今施設サービスと在宅サービスの手順の違いの理由ということの御質問をいただきました。

施設サービスと申しますのは、施設におきまして、施設における生活を前提にいたしまして、その施設において日常生活上の世話ですとか機能訓練などの施設サービス、こういうものを受けるということになっております。施設サービスと施設での居住、食事がセットで提供されるというものでございますので、まず施設側と契約を結んで、その施設のケアマネジャーがケアプランを作成した上で、施設サービスを提供すると、こういう手順になっております。

これに対しまして、居宅サービスにつきましては、まずケアマネジャーにより作成されたケアプランに基づきまして、居宅で生活をしながら居宅介護事業所から各種のサービスを受けるということになっております。このため、まずケアマネジャーの所属する居宅介護支援事業所とケアプラン作成を目的とする契約を締結することになります。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、やはりサービスを受ける際には、やっぱりどうしても費用が、自己負担が発生するわけですから、その施設入所であれ、または在宅サービスであれ、当然その費用について、費用を負担するという点について理解がなければ、なかなかサービスを受けるところまでいかないわけでございます。それで、そうしますとやはりこの施設入所をする際に、果たして自分が、例えば特養なら特養に入る際に、どれぐらいの自己負担金が発生をするのかということ、十分にやはり理解をした上で施設入所の手続きが進んでいくということが当然望ましいわけでございますけれども、現在ですね、現状でこの施設入所を希望する方が入所を行う際に、具体的に自己負担金の提示や契約について、どの時点で、あなたはこれだけの負担がかかりますよということが提示をされているのか、この点については今現状どうなっているか御説明いただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 契約手続における利用金額等の提示の時期ということでございますけれども、施設が入所に係る手続を行う場合におきましては、東京都が制定いたしました介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例、これに適合させる必要がございます。この条例によりますと、あらかじめ重要事項を記録した文書を交付して説明を行うということになっております。したがって、契約締結前にこの文書による説明がされることとなります。この重要事項の中には、当然利用料金に関する情報が入ることでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、懸念されるのが、この契約をする段階になって初めて自分の自己負担金が明らかになり、そのときに初めて、いや実は私の年金で、お母さん、お父さんの年金で、この施設生活が長期的にできるのかということが、その段階で初めてわかるようなことであると、契約の際に何らかのトラブルになってしまうことが懸念をされるのではないかとこのように考えるわけでございます。そういう意味で、この施設入所、特にこの施設入所については、自己負担金の目安をわかりやすく、市としても情報提供することの必要性を私は感じているわけでございますけれども、この点について当然この施設入所を希望する方から相談があった場合には、何らかの対応を市はとってるかと思うんですが、現状で今、市はこの施設入所に対する自己負担金の額の提示とか例示について、どのような今取り組みがなされてるのか、この点について

お尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市における情報の提供ということでございますが、現在、市におきましては介護保険サービス事業所一覧というパンフレットを作成いたしまして、窓口や関係機関で配布をしております。この内容は、ホームページでも同様の情報を掲載しております。それから市役所、あるいはほっと支援センターにおきまして、施設入所に関する具体的な相談というものがあれば、この相談に応じまして、その相談者の状況ですとか、あるいは希望を確認しながら自宅に近い施設ですとか、その空き状況等について必要な情報を提供していると、こういうことでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、市が作成している介護保険サービス事業所一覧、私も拝見をさせていただきましたが、どの施設で、どのようなサービスが受けられるのか、これについては私は非常にわかりやすくまとめていただいておりますし、大変有益な、市としても工夫を凝らした情報提供であろうかと思いますが、一方でこの在宅サービスでの自己負担金というのは、1日当たり、1回当たり幾らということで明示され、わかりやすいんですけども、やはり施設入所に関しては、自己負担金というのは日額の記載が多くなっておりまして、なかなか1カ月当たり自分が果たしてこの施設で生活するのにどれぐらいの負担がかかるのかというのは、なかなかこの資料から、特に高齢者がすぐに読み解くのは難しいのではないかというふうに思うんですけども、月額で例えば特定の特養で生活するのに、これぐらいの負担がかかるんですよということを明示することについては工夫はできないのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 施設サービスに関する施設サービス費の額につきましては、厚生労働大臣の告示によりまして決まっております。これによりまして、1日当たりの単位となっております。さらにその施設におきます居住ですとか食費についても、厚生労働大臣が基準費用額というものをして示しまして、これも1日単位となっております。このため、先ほど御紹介いたしました介護保険サービス事業所一覧に記載した記事は1日単位ということになっております。ただ、月単位の額の掲載も市民の利便性を高めるものでございますので、30日間、施設の特別養護老人ホームの多床室ですね、多床室を利用した場合の施設サービス費の自己負担額、これにつきましては目安としての額を掲載しているということでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） 今の御説明でも、結局この施設サービスの額は月の目安というのは確かにあるんですけども、結局それだけでは入所生活が送れないわけですね。そのほかにも食費ですとか日用品の購入ですとか、さまざまな費用負担がかかる。さらに本来であれば、その方の状況に応じた介護サービスを施設の中で提供を受ければ、当然そこにも1割負担が発生をする。こういうことを考えますと、やはり特定の施設に入所するためには、おおむねこのぐらいの金額がかかるんですよということを、やはりわかりやすく情報提供していかなければ、その方が、施設入所を希望する方が、果たして自分の収入で、年金で、その施設で生活ができるのかということが判断がつかないわけですね。また、入所者本人の年金が少なければ当然家族を支えるわけですけども、その家族にとっても、その額が家族で負担し切れるのかどうかということがなかなかわからない。それは市にしてみれば、直接個別に市のほうに相談に来れば、所得の状況だとか計算をすれば金額出ますよということかもわかりませんが、一方で市としてですよ、市としてもやはりそういうわかりやすい金額を明示をしておけば、わざわざ市のほうに相談に来なくても、市のほうの窓口業務で負担をかけなくても、先方のほうである程度の判断ができる。こういうメリットもあるかと思っておりますので、その点についてやはりさ

さまざまな、特養だけではなくて、グループホームもあれば、老健もあれば、さまざまな入所施設というのはあるわけですから、やっぱりそれぞれの施設で生活をするためには、おおむねこれぐらいの金額が必要になりますよ、自己負担金がかかりますよって、こういうことはやはりわかりやすい情報提供を工夫をしていかなければいけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今御質問者のほうから、適切な情報提供というところは、これ大変重要な内容だと思っております。ですからこそ、先ほど参事のほうで申し上げました重要事項でも、そのような内容を適切に情報提供する必要があるというふうになっているところでございます。今お話がありました介護老人福祉施設、いわゆる特別老人ホームですとか、地域密着型サービスのグループホームと言われるような施設につきましても、ついこの住みかとして、基本的には24時間、365日、人生の終えんを迎えるまで居住するような施設でございます。当然そこにかかる経費につきましても、長い目で見ると当然必要になると思います。当然そういったところにおきましても、市におきましても適切な情報提供、市民の目線であるところが大変重要だと思っておりますので、引き続きそちらにつきましても工夫をさせていただくとともに、当然施設におきましても適切な情報提供は必要でございます。こちらにおきましてもパンフレット等は、各施設でも御用意はされていると思いますけども、入所者の希望者のみならず、お話ございました家族の方々にもわかりやすいものにするということが大変重要である、大切であるというふうにも思っておりますので、機会を捉えまして事業者の方にも、そういったところも周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今、じゃ御答弁いただきましたように、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。やはり私どもも日常的に、この施設に入所したいという方の御相談を受ける機会もございますし、当然高齢介護課に相談に行かれることは当然だと思うんですけども、やはりそういう中で施設入所は、基本的に今、要介護3以上の方が対象という原則がある中で、できれば皆さん在宅で生活したいわけですね、本来はね。在宅で生活したいわけですが、やむなく在宅で見られない、または生活ができないという状況になったがゆえに施設を希望される。こういうことを考えますと、もうその入所を希望する段階では、相当せば詰まってる状況になってる方がほとんどなわけですよ。そうしますと、いわゆるその金額、自己負担金について十分な理解だとか準備ができないまま手続が進んでしまう。そういう中で、結果としてその自己負担金であれば実はやはり生活ができない、入所ができないというようなことも事例として私は幾つか聞いてるわけでございまして、そういう無用のトラブルを避ける意味でも、また入所を希望する方にも、それなりの準備をしていただくということをお願いする意味でも、わかりやすい情報提供にぜひ努めていただければありがたいと思いますので、この点についてもよろしく願いをいたします。

続いて、最後の4点目でございますけれども、東京街道団地の建て替え計画における運動広場の整備について、お尋ねをさせていただいております。

この運動広場が整備された場合の近隣住民への影響ということで、今東大和市としてはどういうふうを考えているのか、この点について再度伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地の建て替え計画における運動広場の整備でございますけども、こちらにつきましても桜が丘市民広場、こちらができて、開設して30年以上たって、それ以来の運動広場、体育施設になるということございまして、近隣の皆様、住民の方、あと近隣の商店の方々の御理解、それをいただいた中で利用者にとっても非常に喜ばれる施設にしていきたいと、そういうふうに考えているところでござ

います。その意味からも、これまで東京都と協議をしてきているという状況でございます。

以上です。

○18番(中間建二君) 今ちょっとお尋ねしたのは、この運動広場が整備された場合に、私がまず聞いているのは、ほこり等の砂ぼこり等によって、周りの住宅に、また商店等に、生活環境に影響があるんじゃないかという懸念の声が上がっているというふうに受けとめてございますし、またそういう声が具体的に東大和市のまちづくり条例に基づく手続を進めていく中で、都市計画審議会での手続を進めていく中で、そういう声も届いているというふうに聞いておりますが、今東大和市はそのグラウンドが整備された場合に、地域には全く影響がないと考えているのか、それとも何らかの影響があるというふうに受けとめているのか、この点についての認識を伺っております。

○都市計画課長(神山 尚君) 東京街道団地の都市計画の変更及び決定につきまして、都市計画の手続に基づきまして説明会というのをこれまで2回ほど開催しております。その中で、近隣の商業者の方からは、運動広場が仮にできた場合、ほこりの影響というものを大変懸念するというような、そういうお声を頂戴しております。私どもといたしましては、いただいた御意見ですね、それにつきましては都市計画の手続の中で意見書を出せるような、そういうものもあるんですけど、その中でも意見書としてほこりの影響等を懸念する声というのが寄せられております。それを受けまして、私どものほうでは都市計画審議会におきましても意見書の内容等を説明しております。その中では、やっぱり委員の皆さんからはほこりの対策を求めるような、そういう意見も出ているところでございます。そのような状況を受けまして、地区計画に定める地区施設の整備の方針というのがあるんですけど、そちらのほうに運動広場を修飾する言葉としまして、周辺環境に配慮した運動広場というような、そういう形で周辺環境に配慮したという、そういう文言を地区計画の方針の中に加えたところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) ちょっともう一度確認なんですけども、周りの住民の方は、特にほこりのことに対して心配をされている。私は一般的に運動広場であれば、当然そこでスポーツをやるわけですから、スポーツに関するさまざまな声、音っていうことも、私は当然影響があるかと思うんですね。砂ぼこりとか音だとか、一般的にそのグラウンドで利用することに対して起こり得る影響ということは当然想定されるかと思うんですが、そういう中で今の計画の場所ですよ、要は運動広場をつくってもらってもいいんだけど、ほかの場所につくってもらいたいって、この場所じゃなきゃだめなのか、ほかの場所にやってももらえないのかって、こういうような御意見もあったかと思えます。そういう音だとかほこりだとかの影響というのは、当然グラウンドでは想定されるわけなんですけども、そういうことも想定した上で今の場所になっているのか、グラウンドの場所が今の場所になっているのか、どういう考え方のもとに今の場所にグラウンドを整備しようということに方向性が出てくるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 東京街道団地の都市計画の考え方といたしまして、創出用地の活用につきましては生活中心地というような考え方でございます。これにつきましては、医療、福祉、介護、買い物といったようなものでございます。東京街道団地が大変高齢化が進んでいるというような状況から、そういった生活を支援するような機能は団地の中心部に置くというような考え方でございます。一方、高齢化した住民の皆様は買い物等に大変難儀されているというようなお話も聞いておりますので、お住まいの皆様、住民の方は、その生活支援機能のなるべく近い周りに配置していこうというのが、東京都と市の考えでございます。その結果、運

動広場の位置が決まったものと、そういうふうと考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） この運動広場については、東京都が積極的につくりましようというものではなくて、東大和市の側から、東大和市は運動広場が足りないので、ぜひこの場所につくってもらいたいということで、これは市議会の中でもさまざまな議員からの提案、要望もあったかと思いますが、あくまでも東大和市の側として東京都に対してグラウンド整備を求めた結果、この計画の中に入ったという認識でよろしいでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） さように認識しております。

以上です。

○18番（中間建二君） そうしますと、このグラウンド整備は東大和市が強く求めた中で、東京都に整備をしていただくものでございますので、東大和市が求めた結果としてグラウンドが整備されるということになると、このほり対策についても、やはり東大和市にもしっかりと対策をとっていく責任もあろうかと思ひますし、そういう観点で東京都に整備を求めていくということになるかと思ひます。

私はこのほり対策を、じゃどうすればできるのか、ほりで周りの方に迷惑をかけないようなグラウンド整備がどうやったらできるのかというふう考えたときには、結果としてはお金がかかっても人工芝のグラウンドに整備をするということであれば、十分な対策はとれないのではないかと思ひまして、人工芝での整備を東大和市は求めていくべきではないかというふうにお尋ねをしてくるわけですが、この点についての御認識を伺いたしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地に予定をされました運動広場の整備に向けましては、先ほども答弁ございましたが、周辺環境に配慮するため、土ぼこりの発生を抑制するための対策が必要だというふうには認識しております。その土ぼこりの対策といたしましては、例えばですが、議員の言われた人工芝もそうですし、天然芝、スプリンクラー、さまざまな手法があると思ひしております。人工芝、天然芝、それぞれメリット、デメリットがございます。そういう中でどういうものがいいのかということは、今後検討していくこととなりますけれども、総合的にどういうほり対策をしていくのかというのは、今後、東京都と協議してまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 都市計画の中でも、先ほど課長が御答弁いただきましたように、周辺環境に配慮したグラウンド整備をやりますということで、この案の中に明示をして、これは東大和市としても修正をかけて、原案から修正をかけて周辺対策をやりますっていうことは、イコール、ほりが出ないようなグラウンド整備を進めますということで、この原案が案になったという理解でよろしいでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 私どもといたしましては、やはりほりが出て、周辺の商業者の方に影響を与えるということは極力避けたいと思ひしておりますので、そういう意味からこの文言を追加したということでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 極力避けたいということもそうなんですけれども、周辺環境に影響を与えないグラウンドの整備をするということで、私は案の中で明示をされたというふうには理解しておりますけれども、その点についてももう一度確認したいと思います。

○都市建設部長（直井 亨君） 今課長からも申し上げましたけれども、周辺環境に配慮したということで、全く

与えないということは、こういうものをつくった場合、不可能だと思いますけれども、周辺環境に配慮したものと、今後整備したいということで市の意思を示したというふうに、御理解いただければというふうに思います。

○18番（中間建二君） もう一度聞きますけども、じゃその周辺環境に配慮したグラウンドというのは、どういう姿を想定をしているのか、再度伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 例えば芝とか、それからスプリングラーとか、いろんな方法はさまざまあると思うんですけど、学校の校庭のようなほこりが立つような、ああいう形は極力避けるような形で考えて、東京都と話を詰めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 東大和市、じゃ現状で、私は天然芝じゃなくて、人工芝の整備でしか、このグラウンドの利用と、また周辺環境への影響を極力抑えていく方法はないんじゃないかというふうに私は思ってるんですけども、市の認識はいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 人工芝についてでございますけども、一般論でございますけども、人工芝は年間を通じて利用ができますけども、整備に非常にお金がかかるということがございます。これまでの話の中では、運動広場の整備につきましては東京都が行いますけども、通常範囲の整備費の中でおさまらない、レベルアップ、人工芝はレベルアップになるというふうに思いますが、レベルアップの部分については市の負担が求められる可能性が出てくるということもあるということでございます。そのような課題もございますので、現時点では人工芝を含め、さまざまなほこり対策について、総合的に東京都と協議をしていく必要があると考えてございます。

以上です。

○18番（中間建二君） じゃ、現状で市のほうとしては、本来は東京都の事業ですから、東京都の費用で整備をすることは当然だと思うんですけども、何らかの費用負担、東大和市がもし求められた場合に、東大和市としては負担をしてでも、このまちづくりの案に示された周辺環境に影響をできるだけ与えないグラウンドとして整備をしていくということは、東大和市も明確に決意を固めてるということでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 現時点では、まだ人工芝でいくというふうに決まっているわけではございませんので、今後の協議していく中で、人工芝となった場合には、市の負担、そういうものが対応していけるのか、そういうことも重要な判断の一つになってまいりますので、それにつきましては費用負担のこともありますので、今後の検討ということになってくると思います。

以上です。

○18番（中間建二君） 今回のグラウンド整備については、東京都の事業の中に、東大和市の強い要望、意向を東大和市側から都に働きかけた中でグラウンド整備が今計画の中には盛り込まれてるという、そういう状況でございますので、またそういう中で東大和市も周辺環境に影響を与えない、影響を与えないと言ってしまうとわかりませんが、できるだけ配慮したグラウンドにしたいということの案が、今示された状況でございます。そこは東大和市としてもぜひぶれないで進めたいと思いますし、私ども公明党としては、あの地域ではこりを周辺環境に影響を与えないためのグラウンド整備としては、やはり人工芝のグラウンドに整備をするという方法でしか対策が、私はとれないのではないかなというふうに思っておりますし、またそういう立場で私ども公明党としては、地元の都議会議員ともしっかりと連携を図りながら、そのような整備ができ

るように、公明党としてのネットワークをしっかりと生かしながら、取り組んでいきたいと思っております。東大和市も、そのような考えを持って、万が一のときには自己負担が発生するかもわかりませんが、自己負担が発生してでも周辺環境に影響を与えないと、皆さんに安心して生活ができる住環境を守っていくことを、ぜひ明確にさせていただいて取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時27分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成29年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、肝炎の重症化予防対策についてお伺いをいたします。

我が国のウイルス性肝炎持続感染者は、B型及びC型で約300万人存在すると推定されていますが、感染時期が明確でないことや、自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっています。肝がんの原因の約80%はB型、C型肝炎ウイルスの持続感染であります。一方、C型肝炎の治療効果は飛躍的に進歩しており、経口剤投与でウイルス排除が可能な時代となっています。肝炎対策の推進に関する基本的な指針に、国は地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや、肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変、肝がんへの移行を減らすことを目的とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを指針として設定されています。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、最新の肝炎ウイルス検査の受診件数及び啓発の取り組みについて、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、肝炎ウイルス陽性者の受診勧奨をどのように行っているか、またこれまでの市の検査で陽性となった方の累計者数と医療機関の受診状況について、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、過去の検査で陽性にもかかわらず、これまで治療を受けていない方にも改めて治療の必要性や新しい治療法があることをお知らせすることが重要だと思うが、市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、糖尿病重症化予防対策同様、C型肝炎ウイルス陽性者に対しても、レセプトデータの活用が有効だと思うが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして武蔵大和駅及び周辺の安全対策についてお伺いいたします。

鉄道駅のバリアフリー化については、公明党が主導した交通バリアフリー法が突破口となり、それまでの鉄道事業者任せの取り組みから国が責任を持って推進することとなり、全国の駅で拡大が進んでまいりました。先輩方の御努力もあり、武蔵大和駅のバリアフリー化も進み、駅舎もきれいになりました。エレベーターが設置され、視覚障害者がホームの内側をつえや足で判別できる内方線つき点字用ブロックも設置をされました。非常に助かっているなどの声が利用者から上がっており、駅のバリアフリー化は高齢者や障害者にとっての暮らしやすいまちづくりに欠かせない取り組みとなっています。また、駅周辺の道路が整備され、景観もよくなり、交通量も多くなりました。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、雨天時、階段通行中に滑って危険である等の声がある。駅の安全対策に関する問題点と課題について、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、駅前の志木街道の信号間を横断する方が多く危険である等の声がある。駅周辺の安全対策に関する問題点と課題について、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、関係機関との調整はできないか、市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして地域資源の活用とまちの魅力創出についてお伺いいたします。

本市は首都圏から通勤に適した利便性や多摩湖を初めとした豊かな自然のあるまち並みなど、住宅都市として魅力を備えたまちでございます。東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第2次基本構想において東大和のまちづくりの理想を、私たちや、ここに生まれ育つ子供たちが、心からふるさとと呼べるにふさわしいまちを築き上げることとしています。そして、将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めています。地域の資源や自然を活用してにぎわいを創出し、さらに東大和市の魅力を内外に伝えていきたいと思っております。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、二ツ池の水質浄化と生態系の保全・回復のためにも、かいぼりの実施等、行うべきだと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、空堀川が整備され、市民の憩いの場となっています。管理用通路または周辺へのベンチや遊具、トイレの設置について、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、街路樹や公園等の木や花の名前がわかるような立て札や名札の設置について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、下水道事業のPRについてお伺いいたします。

私たちの生活の大事なインフラである下水道、しかし下水道というと汚い、臭いというイメージから、下水道関係者は長年PRに苦慮していたそうでございます。そこで、下水道の入り口であるマンホールぶたに目をつけ、マンホールサミット、マンホールカードなど、これまででない明るく楽しいPRをと、公益社団法人日本下水道協会、下水道広報プラットフォームが始めたそうです。日本のマンホールぶたは、全国の自治体が知恵を絞って御当地の観光要素をデザインに盛り込み、情報が詰まっているものです。世界に類を見ないほど種類が豊富で、芸術的センスにあふれた、日本が世界に誇れる文化物でもあると思っております。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、マンホールぶたには各自治体によってさまざまなデザインがあります。観光名所や名物、

御当地キャラクターをあしらい、その土地の文化や歴史などを伝えています。下水道事業をPRする一環として、東大和市独自のマンホールカードを作成することに関する問題点と課題について、市の見解をお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、肝炎ウイルス検診の受診件数と啓発についてであります。受診件数につきましては、平成26年度、2,661件、平成27年度、2,222件、平成28年度、1,472件であります。また、啓発につきましては、健康づくりカレンダーや市報などで周知するほか、特定健診を受診する方のうち、肝炎ウイルス検診の未受診の方には、特定健診との同時実施を案内しております。

次に、肝炎ウイルス検診で陽性となった方への受診勧奨についてであります。検診受診実施医療機関におきまして、医師からの検診結果の説明の際に、精密検査の受診について勧奨をさせていただいております。また、市の検診で陽性となった方の累計者数と医療機関の受診状況についてであります。平成26年度から平成28年度までの陽性者の累計者数は71人となっております。また、平成28年度から検診で陽性となった方への受診状況について電話調査を実施しておりますが、13人のうち治療を予定している方は1人でありました。

次に、肝炎ウイルス検診で陽性となった方への周知についてであります。平成27年度以前に市が実施した検診におきまして陽性となった方の治療状況につきましては、市では把握しておりません。検診で陽性となった方には、医師の判断に基づいた通院治療を医療機関で受けていただくため、治療の必要性や治療法を正しく理解していただくことは重要であると認識しております。市では、検診の受診率の向上を図り、肝炎の重症化を予防するため、市民の皆様へウイルス性肝炎に関する検査や治療法などについて、引き続き正しい知識の普及、啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、C型肝炎ウイルス陽性の方に対するレセプトデータの活用についてであります。C型肝炎ウイルス陽性の方は、治療の必要性が高く、レセプトデータの活用は有効であると認識しておりますが、現状ではレセプトデータの分析から対象となります国民健康保険被保険者を抽出することは困難であります。C型肝炎ウイルスの治療には高額な医療費がかかる場合も多いことから、国民健康保険被保険者といたしまして、被保険者の方への医療費等の相談、説明に努めてまいります。

次に、武蔵大和駅の安全対策についてであります。駅の前面道路から改札に通じる階段が雨の日に滑りやすく危険であるという利用者の声につきましては、既に西武鉄道へ伝えているところであります。西武鉄道によりますと、今後現地の調査を行うとのこととあります。

次に、駅周辺の安全対策についてであります。平成27年度に東京都が施行しました都道第128号線の拡幅整備が完了し、信号機も整備され、安全対策も施されておりますが、交通ルールを遵守しない歩行者がいることを確認しております。交通量の多い箇所であり、交通事故を招くおそれがありますことから、東大和警察署、東京都と連携し、警察官の巡回指導の要請や注意喚起等の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、関係機関との調整についてであります。武蔵大和駅及びその周辺の安全対策につきましては、これらの状況の改善に向けて東京都や東大和警察署、西武鉄道と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、二ツ池のかいぼりの実施等についてであります。二ツ池につきましては水源であります湧水の量が年々減ってきておりますことから、水質の悪化につながっているものと考えております。水質浄化等のため、かいぼりを実施した場合、池を満水にするだけの水量確保が非常に難しい状況でありますことから、現時点では湧水などの状況につきまして引き続き観測してまいりたいと考えております。

次に、空堀川の管理用通路等へのベンチ等の設置についてであります。東京都によりますと河川の管理用通路は河川管理のための通路として設置されているもので、施設の補修や水防時等におきまして緊急車両の通行等に支障となることから、ベンチ等の構造物は設置できないとのことであります。なお、管理用通路の外側の部分につきましては、市が維持管理を行う場合には設置可能とのことであります。現在のところ設置する予定はありません。

次に、街路樹や公園等の木や花への名札等の設置についてであります。主に幹線道路の歩道にありますが街路樹につきましては、道路愛称にも使用されている路線がありますことから、名札等の設置については路線の長さなどを考慮し、費用対効果を含めた検討が必要であると考えております。また、公園等におきましては多種多様な樹木や草花が植樹されておりますことから、名札等の設置につきましては、公園のあり方とあわせました検討が必要であると考えております。

次に、下水道事業のPRのためのマンホールカードの作成についてであります。マンホールカードにつきましては公益社団法人日本下水道協会の下水道広報プラットフォームが企画、監修をしておりますマンホールぶたの写真と関連する情報が記載されたカードであります。マンホールカードにつきましては、全国的に下水道事業をPRするための啓発用品であり、市外からカードの収集に訪れるため、来訪者の増加が期待できるものであります。一方で、市民の皆様へのPRに必ずしも結びつくものではないことが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番(荒幡伸一君) 御答弁、ありがとうございます。

それでは、随時、再質問を行わせていただきます。

ウイルス性肝炎は、国内最大の感染症と言われており、肝炎ウイルスに感染している人は、B型、C型、合わせると約300万人に上ると推計されています。現在、がんによる死因で3番目に多いのは肝がんでございますが、原因の80%以上はB型、C型のウイルス性肝炎に由来しております。感染時期が明確でないことや、自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっております。B型肝炎は感染しキャリア化してしまうと、現在の医療では排除することができないため、ワクチンで予防することがとても大切です。昨年、議会でも取り上げさせていただきましたが、国はキャリア化リスクの最も高い零歳児を対象に、B型肝炎ワクチンを定期接種として実施することになりました。

一方、C型肝炎に関しては予防ワクチンはありませんが、ここ数年で薬による治療効果が飛躍的に高くなっているそうです。以前はインターフェロンという注射のお薬で入院治療が必要だったのが、今では飲み薬で入院せずに治療が受けられるようになってきました。また、90%以上の方が完全治癒できるそうです。C型肝炎は治せる時代になってきたと言われる専門医の方もいらっしゃるようです。

しかし、一方で国民の約半数が肝炎検査を未受検であることや、検査でC型肝炎陽性と判定された方の40%

が治療に進んでいないという実態が、昨年開かれた国の肝炎対策推進協議会の中で報告されており、これらの改善が今後の肝炎対策の大きな課題と認識されています。

そこで、国は肝炎対策のさらなる強化策として、昨年6月30日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正しております。その中で、国は地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進や、検査結果が陽性である者のフォローアップや、肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変、肝がんへの移行者を減らすことを目的とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを指標として設定すると記載されており、肝炎の検査体制の強化と陽性者への受診促進の強化を推し進めようとしています。

現在、C型肝炎は治せる時代になってきています。だからこそ、この東大和市の肝硬変や肝がんを減らすためにも、広く市民の方々に肝炎検査を受けていただき、陽性の方は治療に進んでいただく、また過去に検査を受けて陽性と知りながらも治療に至っていない市民の方々にも、改めて治療の必要性や新しい治療法が出てきたことをお知らせすることが、市の肝炎対策として必要なのではないかとというふうに考えます。

そこで、当市の肝炎の重症化予防対策について質問をいたします。①、②、③と横断的に御質問をさせていただきますので、御了承いただければと思います。

まずは肝炎ウイルス検査のこの目的について確認をいたしますが、肝炎ウイルス検査はなぜ必要なのかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 肝炎ウイルス検診の目的についてでございます。この肝炎ウイルスに関しましては、感染の経路がさまざまであり、また感染していても自覚症状などが無いため、感染を早期に発見して早期の受診と適宜治療により、健康な生活を継続していただくことが検診の目的としております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、どのような人が肝炎ウイルス検査を受ける必要があるのか、この対象者についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 検診の対象者でございますが、40歳以上の方で過去に事業所などの検診も含めて、肝炎ウイルス検診を1回も受けたことのない方につきましては、市が実施する検診などお受けいただき、肝炎ウイルスの感染の有無について知っていただくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁で、受診件数について、平成26年度、2,661件、27年度、2,222件、28年度、1,472件と減ってきておりますが、理由についてはどのように分析をしているのか教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 市で行うウイルス検診につきましては、特定健診と同時実施で御案内するもの、また単独実施のものがございます。それぞれ年によって申し込み者数、対象者数が変わっております。また、そのほか事業所など職場における肝炎ウイルスの検査などもやられております。そういったことから、対象者数と、その年での受診者、そういったものが受診率の要因になっているものと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどこの啓発については、健康づくりカレンダーや市報などで周知しているということでございましたけれども、この健康づくりカレンダーに関しては、市民の皆様からとても見やすくなった、わかりやすいと喜びの

声を聞いているところでございます。では、肝炎ウイルスの感染で発症するB型肝炎、C型肝炎とはどのような病気なのか、ウイルスに感染した場合、一般にはどのような経過をたどるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎につきましては、母子感染で感染した場合は体内にウイルスがすみついてしまう場合があります、慢性肝炎を経て肝硬変や肝臓がんになる場合がございます。また、C型肝炎につきましては、体内にウイルスがすみついてしまうことが多く、また自覚症状がないため、20から50年という長い時間をかけて慢性肝炎がゆっくり進行し、肝硬変や肝臓がんになる可能性がある、そういった病気でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、ウイルス性の肝炎は、肝硬変や肝臓がんなど重症化する場合があることが問題なわけですが、肝炎ウイルス検査の内容とはどのようなものか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 肝炎ウイルス検診の内容についてであります。B型肝炎ウイルスにつきましては、HBs抗原検査を行い、C型肝炎ウイルスにつきましては、HCV抗体検査と、またその数値によってRNA検査というものを追加して行います。いずれも血液検査でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 血液の検査であるということですが、特定健診などと同時受診をする場合は、針は数回刺さなければならないのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 針を刺す回数でございますが、特定健診におきましても血液の生化学検査ということで肝機能等を調べる項目がございます。それとあわせてでありますので、特に同時実施の肝炎ウイルスそのもののことで、血液を採取する注射回数がふえるということはありません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

結構、検査によって針を何回も刺すんじゃないかって心配されてる方が多くいらっしゃるのでも聞かせていただきました。針を刺すのは1回だけで済むことがわかりましたけども、それでは検診で陽性となった場合、その後を受ける精密検査や定期検査の内容について教えてください。

○健康課長（志村明子君） 検診で陽性となった方の精密検査や定期検査についてであります。一般的な精密検査は血液検査と腹部の超音波検査であります。血液検査では、肝機能など肝臓の状態を調べるものと、また肝炎ウイルスのタイプの判定などを行うものがございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、精密検査は血液検査や腹部の超音波検査で受診される方には、身体的なこの負担というのが少ないことが確認をできましたけども、それではこのB型肝炎、C型肝炎の一般的な治療の内容について教えてください。

○健康課長（志村明子君） ウイルス性肝炎の治療についてでございますが、肝炎ウイルスのタイプにより、また異なっておりまして、一般的な治療としましては、B型肝炎はインターフェロンの治療や核酸アナログ製剤治療、またC型肝炎はインターフェロン治療や、またインターフェロンフリー治療というものがございます。インターフェロンはどちらも注射で行うもので、そのほかの核酸アナログ製剤やインターフェロンフリー治療というものは、内服薬によって行うものとなっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁で、検査で陽性となった方、13名のうち、治療を予定してる方

は1名であるということでしたけども、検査で陽性と知りながら治療に至らない背景にはさまざまな理由があると思いますけども、C型肝炎の病気に対する理解が乏しいことが挙げられるのではないかとこのように思います。自覚症状がほとんどない病気ですので、血圧が高い程度の認識ではおっておくとどうなるか御存じなかったり、治療費が高額になるので治療ができないと誤解されているかもしれません。また、入院しないと治療できないですとか、インターフェロン治療のイメージから、副作用の懸念など最新の治療方法を御存じない方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。

このようにC型肝炎に対する正しい情報を知らないために、治療に至っていない方に対しては、正しい情報を改めてお伝えすることで、治療を受けていただける可能性があるのではないかとこのように思います。厚生労働省科学研究成果データベースに、本年1月17日に公開されておりました研究報告によりますと、佐賀県下の研究に協力意思を示した市町村において、市町村が把握している過去の陽性者で未受診の方に、「今こそ、たたけ！肝炎」という、このリーフレットを行政からダイレクトメールで送付されております。佐賀市の場合では、何もしない場合と比べてリーフレットを送ったこの群で、1割治療を受ける方がふえたというふうに報告されております。この結果、まさにこの情報を伝えることの重要性を示していると思います。

そこで、当市でも今後の検査で陽性の結果を伝える際に、このようなリーフレットを活用してみるというのは、いかがでございましょうか。

○健康課長（志村明子君） 陽性者の方へのリーフレットの活用についてでございますが、今現在も検診実施医療機関において、結果説明のときにフォローアップ事業の配布のほう、御協力のほういただいております。このようなことから、市では東京都が作成しております陽性者フォローアップ事業に係るリーフレット全てに、ウイルス性肝炎は完治が期待できる病気になってきたということなど、ウイルス性肝炎についての記載をするよう、東京都に要望することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、市内や近隣市には肝炎の専門的な治療に対応している医療機関はございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都が指定しております肝臓専門医療機関というものが、市内には2カ所ございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） この医療機関が、市内を含め2次保健医療圏にあるのであれば、治療についての医療機関の選択の不安は軽減され、また肝炎検査は飲み薬で治療することができることをもっと周知すれば、肝炎ウイルス検査の受診者がふえ、肝炎の重症化予防につながるのではないかとこのように考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 肝炎ウイルス検診は、肝炎ウイルスの感染の有無を血液検査で判定する検診でございます。感染と同時に肝炎が発症するというものではなく、また感染していても定期的な検査や生活管理等により、肝臓がんや肝硬変への進行を防ぐことが期待できるようになっておりますことから、市では引き続き肝炎ウイルス検診などについて、正しい知識の普及、啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） その普及、啓発についての市としての取り組みの具体的な内容について、お伺いできますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 肝炎ウイルス検診につきましては、現在、小平市と武蔵村山市との間で検診の相互乗り入れを行っております。今後も利便性の向上を図るため、相互乗り入れは継続してまいります。また、特定健診での同時実施についても、引き続き御案内のほうしてまいりたいと思います。また、今年度から開始いたしました陽性となった方の精密検査の受診状況とその後の追跡調査についても継続する中で、通院治療の重要性についても助言、指導等を行い、正しい知識を持っていただくための普及、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

過去にこの陽性者となった方への受診勧奨なんですけども、先ほども申し上げましたが、C型肝炎に関しては、平成26年以降に発売された経口剤によって、治療が劇的に進歩して治せる時代になってきております。平成26年度より前にC型肝炎陽性と診断された方の中には、インターフェロン治療に失敗し、治療を諦めてしまった方や、外来通院だけでウイルスを排除できることを知らない方も大変多くいらっしゃるはずでございます。そのため、過去に陽性と判断された方にも適切な情報を伝え、1人でも多くの市民を救う活動を行うことが今必要ではないかというふうに思います。市の新たな責務であると考えているところでございます。

また、全国的にも正しい情報が伝えられていないために、肝炎治療のフォローアップ事業に参加される方が少ないことも問題のようでございます。そのため、平成26年以降に制度化されたフォローアップ事業導入以前も含めた全ての陽性者への受診勧奨を、第一優先で実施をしていただきたく思います。先ほどの御答弁の中でも、当市の累積陽性者は71人だというふうにお伝えいただきました。これぐらいの人数であれば、極めて少額の予算で対応が可能ではないかというふうに思います。また、何よりも将来、肝がんに移行する可能性の高い方がはっきりわかっているわけでございますので、この方々に対する行政の説明責任という視点においても、ぜひともこの受診勧奨をしていただきたいというふうに、これは要望させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、続きまして④に移りたいと思います。

当市では、国民健康保険被保険者のレセプトデータを分析して、糖尿病重症化予防などの保険事業を実施しておりますが、これと同様にレセプトデータの分析から、C型肝炎の重症化予防対策を実施することはできませんでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） C型肝炎のウイルスの陽性の方に対する保険事業としての重症化予防策でございますが、レセプトの分析からC型肝炎の陽性の方への保険事業の実施については、肝機能の治療歴ですとか、検診受診時の数値等から、C型肝炎ウイルス陽性の方の抽出を行うということが大変難しいといったことに加えまして、対象となった方には治療の必要性のほうが高く、保健指導の範囲で重症化予防につなげる事業ということの実施につきましては、現状、困難な状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

糖尿病重症化予防対策同様な保健事業は厳しいということですけども、先ほどから述べさせていただいているように、このC型肝炎の治療は注射薬を使わない飲み薬だけの内服薬治療があり、今までインターフェロン治療ができなかった方や、従来の治療では十分な効果が見られなかった方にも治療ができるようになりました。この治療が可能な方への影響はどのようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 国民健康保険の保険者としたしましては、医療の内容について専門的な見地でお答えをするという立場ではございませんが、服薬治療による影響の一例としたしましては、この服薬の治療が可能な方の治療期間が90日となり、これまでも他の治療法に比べますと短期間であると。また、入院を伴わないなど、被保険者の方の負担の一部が軽減されるものであると認識しております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 短期間でこの治療ができるということで、被保険者の負担が軽減されるということですけども、一方でこの治療薬は高額であるため、被保険者の経済的な負担は大きいのではないかというふうに思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 服薬治療の治療薬につきましては、昨年、薬価改定がございまして、保険適用の当初に比べますと大幅に減額とはなりましたが、依然として高額なものでございます。被保険者の方には、一定の御負担をいただくこととはなりますが、1カ月当たりの自己負担限度額が高額になった場合には、所得の要件等もございしますが、限度額以上の医療費の支払いに対しまして、高額療養費が支給されることとなりますので、経済的な負担軽減は図られるものと考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

服薬による新たなC型肝炎治療により、この治療法が可能な方、また新たにC型肝炎ウイルス陽性と判定された方に対して、市としてどのような対応が考えられるのか教えてください。

○**市民部長（村上敏彰君）** 国民健康保険の保険者としたしましては、C型肝炎ウイルスの服薬治療を含めました医療費の御相談につきましては、高額療養費について丁寧な御説明をしてみたいと考えております。また、東京都ではB型、C型ウイルス肝炎治療の医療費助成制度もございしますので、担当部署と連携をしながら被保険者の軽減負担に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

東京都のこの医療費助成制度を活用していただき、被保険者の負担軽減に努めていただきますようお願い申し上げます。

では、次、2番に移りたいと思います。武蔵大和駅及び周辺の安全対策についてでございます。

これのまず①ですけども、雨天時、階段通行中に滑って危険である等の声がある。駅の安全対策に関する問題点と課題についてお伺いをいたします。

これから雨の季節になってまいります。武蔵大和駅の利用者からそのような相談がございました。駅の改札から都道第128号線につながる階段についてでありますけども、雨が降って階段がぬれていると滑りやすくなり、危険であるとの指摘を受けております。市長の御答弁では、既に西武鉄道に伝えてあるということですが、市の現状認識についてお伺いをいたします。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 武蔵大和の駅に赴いて駅員に確認いたしましたところ、雨の日に階段が滑りやすく危険だという、そういった苦情は利用者からは届いていないといったこととございます。私も雨の日に現地に赴きまして、階段をおりてみました。靴底の形状などによっても感じ方は異なるかもしれませんが、若干滑りやすいかなと思いましたが、滑って危険だという程度までは感じませんでした。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

雨の中、確認に行ってくださいまして本当にありがとうございます。また、私も雨の日に階段をおりてみましたけども、確かにちょっと滑りやすいかなという感じはありましたけども、特に私が聞いているのは、女子高生がよく滑ったり、こけたりしてるという声を聞くところでございます。やはり靴の形状によって違うのかなというふうには思いますけども、今後、先ほど西武鉄道のほうで調査をしてくれるということでしたけども、どのような調査を行うのでしょうか。また、調査にはどのくらいの期間を有するのか教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 西武鉄道から調査方法について具体的なことは伺っておりませんが、滑りやすさを測定いたしまして、それを数値化するような調査を行うということでございます。調査により導かれました数値と一定の基準となるような数値、それを比較、分析いたしまして、今後対応を検討していくとこのことではございました。なお、調査結果が出るまでには大体2カ月程度を有するというところで聞いております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

この件につきましては、調査結果を注視していきたいというふうに思います。結果がわかりましたら教えていただきますように、よろしく願いいたします。

じゃ、次に改札を出て階段をおりると、都道第128号線に歩行者用の信号機が設置されております。特に雨の日についてなのでございますけども、歩行者用信号が赤の場合、歩道から階段の途中まで人だまりができてしまうというような状況がございます。電車が駅に到着して、多くの方が同時に階段をおりてくるので、このような状況になるのかというふうに思いますけども、このあたりにつきましてはどのように認識をされているのか、教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） こちらにつきましては、駅員に確認いたしましたところ、雨の日には人だまりができることというのは認識しているとのことではございました。それで、歩行者用の信号が青に変われば、人だまりは解消されるということではございまして、利用者からの苦情というのは特に駅には寄せられていないということではございます。雨の日という限られた日、また限られた時間の一時的な現象であるというふうに捉えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） この雨の日の人だまりの件については、階段を広げることもなかなか難しいというのは承知しておりますけども、都道を横断しない方、階段をおりてすぐに左右に向かう方は、人だまりがはけるまで動けないという、こんな状況でございます。このような状況があることを駅は承知しているというふうなことではございますけども、駅舎の管理部門の方、また本社になるのかもしれませんが、そういった方にもお伝えいただきますように、よろしく願いをしたいと思っております。

では、次の②に移ります。

駅舎のこの志木街道の信号間を横断する方が多く、危険であるとの声がございまして、駅周辺の安全対策に関する問題点と課題について、お伺いをいたします。

この都道第128号線の武蔵大和駅西の信号と、この駅前の歩行者用の信号との間を、交通ルールを遵守しないで横断する歩行者が多く、何度も危ないところを目撃しております。先週の月曜日から多摩湖の駐在さんが、歩道の北側に立って警備をしてくださっていて安心をしていたところではございましたけども、金曜日に東大和

警察署長と交通課長が現地を確認に来られました。安全対策を講じるというふうにおっしゃっておられました。今週に入って駅前にもいろいろ変化があるようなので、わかる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この駅前の横断歩道でございますね、平成28年3月に信号機が設置されたわけですが、その後、歩行者用の信号機を渡らずに車道を横断する方がいらっしゃるということで、こちらの東大和警察署と、その後、協議させていただきまして、こちら横断禁止の交通規制がかかっていない箇所なんです。なかなか取り締まりが難しいということの警察署の判断ではあるんですが、平日の朝に警察官の方に街頭配置をしていただけないかということでお願いしましたら、先週の月曜日あたりから、毎日ではないようなんですが、不定期に立っていただいて、笛を吹いたりしながら注意をしていただいているという状況がございます。

また、その後、つい何日か前ですが、東大和警察署と、あと東京都ですね、現地で協議を行いまして、現在の第一自転車等駐車場の前の歩道が切り下げられておまして、ガードパイプがその場所はない箇所なんです。そこの箇所を数日前にロープとカラーコーンにより仮締め切りを行いまして、その向かい側のガードパイプに設置してありました「危ない渡るな」という横断幕があるんですが、それをそちらのところに、南側のところに設置し直したという状況がございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

この安全対策を講じていただいたことによって、けさはロープをまたいで渡って横断するような方はいらっしやなかったというふうに話を聞いておりますので、期待をしたいところでございます。

では、次に都道第128号線を、このやまも通りに右折する車両がたまってしまうと、赤になって無理に右折する車両が多く、危険であるとの声が多く寄せられております。交通量が多いため、無理をしないと右折ができない場合もしばしば見かけられるところでございます。信号に右折専用の矢印をつけていただくと、この危険が回避できるというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げました歩行者の信号機の1個、西側の市道第3号線との交差点でございますが、こちら武蔵大和駅西交差点と申しますが、そちらを西のほうから車で来ますと、市道3号線のほうに右折する車がたまってしまうということで、朝夕の混雑時等に発生しているということで認識してございます。市でも東大和警察署に、右折の矢印を設置できないかということで要望させていただいております。また、地域の方からも右折の矢印の設置要望が東大和警察署にございます。そのような状況を受けまして、東大和警察署では警視庁本部と調整を図っているとのこととございまして、実施の可否について現在検討しているとのこととございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ぜひ、実施できると近隣の方々、また利用しての方は非常に喜ばれるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、この武蔵大和駅西の信号待ちで、やまも通りに車両が並ぶことが結構多いところでございまして、駅前商店街の入り口を車両で塞いでしまっていることが多いということでございます。商店街の入り口から右折して入ろうとする車両が、信号が変わるまでとまっているため、交通渋滞ができてしまったり、無理をする車両があるので危険であるとの声、特にこの商店街の皆様の方から上がっているところでございます。過

去に「商店街入り口」との看板を立てていただきましたが、余り効果が見られないようでございますので、何らかの対応が必要だというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　こちら、旧都道になりますけれども、郵便局がございましてところに入っていくところが、市道3号線のところで入れなくて渋滞してしまうということで、市のほうでも承知してございまして、こちら平成28年度に市道第3号線から、この武蔵大和西交差点のところで一時停止してるわけですが、その手前に「商店街入り口です。停止位置注意」という看板を設置させていただいております。ただ、なかなかそれが運転手の方に、見えてるかと思うんですけども、ちょっと守られてないといいますか、これお願い行為になりますので、ちょっとなかなかその効果というのが、ちょっと期待できてないような状況ですが、中にはあけていただいている方もおりますので、今のところはこのぐらいしか対応ができないということで、こちらに安全帯等の空間といいますかね、そういうのもできるのか検討しましたが、そういうものは消防車の緊急車両が発進する箇所しかできないということで、こちらできませんでしたので、今のところ看板等でお願いするしかないかなということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君）　特にこの商店街の方々がすごく心配をされてるところでございまして、今課長のほうでおっしゃっていただいたように、安全地帯を設けられないとか、とまれの線を少し下げてもらえないとか、いろいろとこの要望が出てるところでございまして、それは今おっしゃったように厳しいというようなことでもございますけれども、看板がなかなか目に入らないというところで、特に夜なんか見えないということが言われてるんですね。なのでこの看板が目立つような、ネオンみたいなものをつけていただくとか、そういったようなことは考えられませんかでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　看板にネオン等っていうことでございますが、なかなか看板にネオンは難しいかと思います。ただ、ライトで反射するようなものでございましたら可能ですので、例えば周りに反射テープを張るとか、そういうことは可能であると考えます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君）　ありがとうございます。

ぜひ、そのような対応をしていただければ、やってくれたんだなというふうに商店街の方々も思うかと思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。

では、次の3番に移ります。

関係機関との調整はできないかということですが、先ほど市長からの御答弁もございましたけれども、東京都、東大和警察署、西武鉄道と連携をして協議をさせていただいているということなので、さらなる安全対策をお願いをさせていただいて、3番は終わりたいと思えます。

○議長（押本 修君）　ここで10分間休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時32分 開議

○議長（押本 修君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君）　では、引き続きまして3番に移らせていただきます。

地域資源の活用とまちの魅力創出についてでございます。

1番の二ツ池の水質浄化と生態系の保全・回復のためにも、かいぼりの実施等についてでございますけれども、水源でありますこの湧水の量が減ってきているので、かいぼりを実施するのは厳しいということでございましたけれども、この湧水の状況について教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 湧水の状況についてでございますが、二ツ池のほうは、二ツ池の西側の南側斜面からしみ出ている程度ということで、その量はごくわずかでございます。平成元年の調査では、大体1日当たり1.7トン、20年度の調査ではおよそ0.9トンということで、二ツ池自体の容量としてはおおむね650トンという数字の中で、実際やるとなると、そこの湧水だけでやるとなると、2年近くかかるというような状況となるかと思えます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

昨年の大雨のときに、二ツ池が氾濫をした日にちが何日かありましたけれども、本当に何日かで引いてしまったというような状況もありましたので、地面が乾いているのかなというのは感じたところではありますけれども、今調査をされてるといようなことをおっしゃってましたけれども、調査についてはどのようなことを行っているのか教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 調査につきましては、主に水質等を実施しております。月1回行っておりまして、その日の気温、水温、透明度、臭気、色合い、pH、COD、DOなどの調査を月1回、職員が実施しているというところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

月に1回調査をしていただいているということで、水質のこの浄化と生態系の保全・回復に関しては、二ツ池の近隣の方々からの要望でもありますけれども、水質浄化などの取り組みについてお伺いさせていただきますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 水質浄化に関する取り組みについては、近隣のボランティアの方々によりまして、湧水の場所から二ツ池までの水路、こちらの清掃等を行っていただいております。また、月1回の測定の際においては、水面の清掃をする程度で、直接的には水質の変化につながるような手当はできていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。ありがとうございます。

湖畔ビオトープ、このトンボ池ですけれども、これに関してはかいぼりを行ったということを聞いておりますけれども、内容について教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 湖畔ビオトープのかいぼりについては、平成27年度ですね、ボランティアさんの方々がかいぼりを実施していきたいというお話の中で、主に外来種の駆除を目的としたものでございます。この中で、トンボ池で困っていたのは、やはりアメリカザリガニ、こちらを駆除したいということで実施しました。ある程度の数字は確保できたんですが、完全実施には至っていないというような報告を受けてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほど二ツ池、かいぼりをしたとしたら、水がたまるまで2年かかりますよってことでしたけれども、仮にで

すけども、この二ツ池でかいぼりを実施した場合の効果について教えていただけますでしょうか。

- 環境課長（関田孝志君） 湖畔のビオトープで行ったように、やはり外来種の駆除ができるのかなと思っており、カメや魚、また植物、こういったものが外来種で存在しておりますので、その駆除と。また、在来種、こちらが復活できるのではないかなというふうに考えてございます。また、底にたまった堆積物、こちらを除去することによって、水質や景観、こちらの向上が見込まれるのではないかなというふうに考えてございます。以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

かいぼりについては、現状、難しいということは理解をいたしました。水質浄化などに関しては、さらにこの研究をしていただきまして、水辺の環境がよくなりますように研究をしていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次の3の②に移らせていただきます。

空堀川が整備され、市民の憩いの場となっております。管理用通路または周辺へのベンチや遊具、トイレの設置についてでございますけども、これも市長の御答弁で、非常に厳しいですよというような御答弁でございました。この空堀川が整備をされてバードウォッチャーや釣りをしている人、川に入って魚などを捕まえる子供たち、管理用通路で散歩を楽しんでいる方やジョギングをしている親子、いつとなく、大体決まった時間と場所に集まってくる年配の壮年の方など、市民の憩いの場となっております。にぎわいを創出しているというふうに感じております。管理用通路の外側の部分に、せめてベンチの設置ができないかどうかお尋ねをいたします。

- 環境部長（松本幹男君） ベンチ等の設置につきましては、先ほどの市長答弁でもございましたように、市が管理するのであればということが現状でございます。市といたしましても、東京都のほうに設置のほうの要望はさせていただいたところではありますが、現状では難しいというお答えをいただいております。したがって、新たに市のほうで設置するとなりますと、その設置後の特に維持管理、土地が東京都の河川用地になりますので、そこを含めて市がまずは管理をするということが貸し付けを受けるための条件になりますので、その表面管理を含めた中での維持管理を行うこと、また新たに人が集うような場所を設けるということになりますので、場所によりましては、やはり周辺に民家がある場所等もございますので、そういった住民の方々の理解と御協力をいただくといった、こういう2つの大きいところの解消を図っていく、そんなような必要があるというふうに考えております。

以上です。

- 17番（荒幡伸一君） とにかく厳しいということでございますけども、前回の第1回の議会のときに、バス停にベンチ、設置できませんかということでお伺いをさせていただきました。そのときには、自治体などで要望があって、自治体で管理するんなら設置できますよというようなお話でしたけども、仮にこの自治会などでベンチを設けたいというようなことで話があった場合というのは、設置は可能なのでしょうか。

- 環境部長（松本幹男君） ベンチ等の設置でございますが、今バス停というお話もあつたわけですが、河川用地の残地につきましても同じ形になるかと思うんですが、やはり市のほうで全面的な管理というのが、なかなか現状では厳しいという部分がございますので、できればボランティアの方の、市民の方々の参加をいただく、またそれがひいては市民協働という形で管理等もしていただける。そういったところが臨める場所については、こちらにも検討していく、そういった部分は出てくるのかなというふうに考えています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、そういったボランティアの方や、自治会などに声をかけてみて、そういう管理等してもらえるような形で、私のほうもちょっと声をかけてみようかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに市としても検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、3の③に移らせていただきます。

街路樹や公園等の木や花の名前がわかるような立て札や名札の設置についてでございます。

この街路樹に関してですけれども、珍しい木がまざっているようなことがございますが、そういう珍しい木だけでも名札等の設置はできないものなのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 名札の設置ということでございますが、名札を設置すること自体は、それほどハードルは高くないというふうには思っておりますが、先ほどのベンチと類似の点はあるわけなんです、やはり表示等、看板類ですね、つけた後の維持管理、こちらのほうをきちんとやっていくところまで踏まえた中でないと、なかなか設置は難しいのかなというのが現段階での考えでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。ありがとうございます。

では、公園等の現在の状況はどのようになっておりますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 公園における名札につきましては、ボランティア活動が盛んな向原中央公園、こちらについてはボランティアさんの手づくりによる樹木や草花にそれぞれ名札が立っております。それ以外の公園については、確認はできていないところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

向原中央公園を中心に活動しているふれあい園芸サロン・なでしこの代表の方と私、交流がありまして、環境省主催の平成28年度第11回みどり香るまちづくり企画コンテストに入賞を勝ち得たという記念の植樹式に、私も参加をさせていただきましたけれども、これには市長も環境省の来賓と御出席をされておりました。そこにいるだけで元気が出る公園、花壇をコンセプトとして日々頑張っておられるということでございました。確かにこの名札が立ってございましたけれども、逆にそれ以外の公園には設置されていないというのは、ちょっと驚きなのかなというふうに思いますけれども、市ではこの名札などを設置していく考えというのはございますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 先ほども答弁はしたところでございますが、現段階では市長のほうからの答弁にもありますように、特に公園につきましては、今のこのタイミングで樹木、草花等に看板を、名札をつけるというのは考えてはいるところでございます。したがって、現在のところでは、できれば植物図鑑等のですね、そういったものを、できれば子供たちが片手に公園や、それらのところを歩いて調べてもらえる。そういう公園づくりには、我々は努めていかなければいけないというふうには考えているところでございますが、ただ現段階でその看板等をつけるに当たっての維持管理、そういったところをどういうふうには押さえていくかというところを、今後きちんと研究していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

確かに今部長がおっしゃったように、植物図鑑を片手に散策するというほうが、子供たちには勉強になるの

かなというふうに思いますし、また楽しみも出てくるのかなというふうに思います。でも、新たに設置する…
…。そうですね。はい、わかりました。

子供たちもそうやって勉強してたら、1個1個、覚えていくのかなというふうに思いますので、それを期待したいかなというふうに思います。

ふれあい園芸サロン・なでしこさんたち、ボランティア団体さんの皆様の意見をちょっと聞いていただいて、そういった名札に関しては、なでしこの代表の方も、確かに向原中央公園では名札をつけてるけども、結構い
たずらされるんですというようなこともおっしゃってはありましたので、意見を聞きながら進められるところは、ぜひ進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番は終わらせていただきます。

最後の4番に移らせていただきます。

下水道事業のPRについてでございます。

マンホールふたには、各自治体によってさまざまなデザインがあります。観光名所や名物、御当地キャラクターをあしらい、その土地の文化や歴史などを伝えています。下水道事業をPRする一環として、東大和市独自のマンホールカードを作成することに関するこの問題点と課題についてでございますけども、このタイムリーに、きのうですけども、お昼の時間です。NHKのひるブラでも、このマンホールカードについて放送していたところでございますけども、現在170種類ものマンホールカードが作成をされているということでございます。全国的にとっても注目されているとのことでした。日本はカードゲーム文化が高いため、ますます注目されるであろうというふうに考えますけども、まずはこれまでに下水道事業のPRはどのように行ってきたのかお伺いをいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道事業のPRについてでございますけれども、今まで市報、ホームページによりまして、下水道に関するお知らせをしておるところでございます。また、下水道の日、9月10日になりますが――ですとか、環境月間、また防災フェスタですね、こういうところでパネル展示などによりましてPRを行っているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

いろんなところでPRを行っていただいているということでございますけども、では当市のこのマンホールふたのデザインの由来と、そのデザインに決めた理由について、わかりましたら教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東大和市の汚水のマンホールふた、こちらについてでございますけれども、平成13年の8月から市の花であるツツジ、こちらをデザインしたふたを使用しております。デザインにつきましてですけども、市の花であるツツジ、こちらのほうをたくさん配置することによりまして、市及び市民の明るさというのを表現しているものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。ありがとうございます。

多摩地域の自治体では、4自治体が、このマンホールカードを作成しておりますけども、他自治体の状況についてわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他市の状況ということで、近隣市、先ほど議員からもありましたように、4自治体がつくってございます。実際はマンホールカードにつきましては、平成28年4月から配布が始まりまして、

現在4回発行されてる状況でございます。多摩地域では、八王子市、小平市、羽村市、瑞穂町で作成している状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

当市で始めれば、5市目ということになるわけですが、この隣の所沢市では、市のゆるキャラ、トコロんと埼玉西武ライオンズのマスコット、レオが共演をしている日本初のコラボマンホールぶたを設置したそうでございます。当市でも、うまべえのマンホールぶたなどが設置できたらおもしろいなと思いますけども、では当市でマンホールカードを作成した場合の金額と効果についてお伺いをいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールカードの作成に当たっての金額と効果ということでございますけれども、まず金額につきましては一組2,000枚というのが基本になりまして、金額としましては消費税込みで3万7,800円というふうになるものがございます。また、効果につきましては、生活に欠かすことのできない施設である下水道につきまして、余り関心を寄せていただけていない方にも、マンホールカードによりまして下水道について関心を寄せていただくきっかけとなるかなというふうに考えているところと、先ほど市長からも御答弁をさしていただきましたとおり、全国的な下水道事業の啓発用品であるため、カードを収集するために来訪される方が当市に来ていただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、これも作成した場合ですけども、このマンホールカードに関しては郵送したりとか、そういうことはできないというふうになっておりますけども、直接来た人に手渡すということになってますが、当市で作成した場合はどちらで渡すようなことになりそうですでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 配布の方法というところでございますけれども、一応、下水道カードにつきましては、一定の配布の方法、ルールというものがございます。その1つとして、配布場所につきましては1カ所に限定されているものがございます。原則ということなんですけれども。その場合、当市のほう、先ほども議員からありましたように手渡し等がございます関係もありますし、下水道についてのPR用品でもございますので、2階の下水道課のほうで配りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

なかなか他市から来て、2階までカードをもらいに行くというの、なかなか厳しいのかなというようなところも考えますけども、例えば他部署との連携とかというのはできないのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 配布についての他部署との連携というところにつきましては、先ほど御答弁さしあげたように、こちらのほうでは下水道課で配布したいというふうに考えてるところでございます。ただ、防災フェスタなどに御参加をさしていただいている関係で、そういうイベントでの配布につきましては、例外的に認められる部分もございますので、そういうところでマンホールカードを配りまして、下水道をPRするというには活用できるかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ぜひ、このマンホールカード、すごく注目をされてきてるところでございますので、作成に向かって前向き

に考えていただければというふうに思うところでございます。この下水道のPRに加えまして全国から、マンホラーって言うらしいんですけども、このマンホールふたの愛好家のことをマンホラーと呼ぶらしいんですけど、そういうマンホラーが、このマンホール文化を通じて東大和に来ることが期待できることではないかというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただくことを要望させていただきます。私の一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす8日、9日、12日及び13日の4日間につきましては、会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時56分 散会